

(案)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険に関する事務	
②事務の内容 ※	【業務全体の概要】 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び堺市国民健康保険条例に基づき、以下の事務を行う。 1 国民健康保険被保険者資格及び国民健康保険料の賦課に関する事務 ①資格管理を行い、被保険者証、高齢受給者証等を交付する。 ②所得情報等により年間保険料の算出を行う。 2 国民健康保険被保険者への保険給付の支給に関する事務 ①各種給付申請を受け付け、審査・支払業務を行う。 ・療養費、移送費等の支給 ・高額療養費の算定基準額の認定及び支給 ・入院時食事療養費、入院時生活療養費の支給 ・出産育児一時金の支給 ・葬祭費の支給 ・一部負担金の減免申請による審査・決定 ・保険給付と損害賠償請求権の調整に関する事務 ②各種証明書・受診券 ・限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付 ・特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付 ・人間ドックに関する事務 ③レセプト管理・医療費通知作成 ・大阪府国民健康保険団体連合会から受けた診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)データのチェック及び再審査の申出依頼 ・医療費通知に関する事務 ④高額介護合算療養費の支給 ⑤国保資格・給付情報の照会・提供 <中間サーバー> ・情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバー等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 ・中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。 <平成30年4月からの国民健康保険制度改革(以下、「国保広域化」という。)に伴う事務の概要> ①資格継続業務 ・国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。 ②高額該当回数の引き継ぎ業務 ・被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。 <令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)の概要> 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ①医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	1 資格機能 ・国民健康保険資格の情報管理 ・国民健康保険の資格取得者の取得情報登録、交付を行う被保険者証の作成 ・国民健康保険の資格喪失者の喪失情報の登録 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 ・70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成 2 賦課機能 ・被保険者の所得情報を把握し管理する機能 ・被保険者の保険料を決定し保険料を通知し通知書及び納付書を発行する機能・国民健康保険料の特別徴収に関する機能 3 給付機能 ・レセプトの登録及び突合チェック ・被保険者等の給付情報の管理・記録及び給付 ・高額介護合算療養費の管理 ・その他管理 - 第三者行為の情報管理 - 一部負担金減免の情報管理 - 医療費通知の作成及び履歴情報管理 - 人間ドックの受診券の発行及び受診結果の情報管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (保険年金共通システム)
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1. データ連携機能 ・住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する機能 2. ウイルス対策機能 ・住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能 3. ディレクトリサービス機能(Active Directory) ・システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。 4. 更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) ・脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能 5. 文字管理機能 ・文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能 6. 帳票出力機能 ・共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能 7. 持ち出し制限機能 ・使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8. 生体認証機能 ・Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (連携するシステムすべて)

システム3	
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。 - 宛名管理機能 ・各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能 - 情報提供機能 ・業務情報を中間サーバーに提供するための機能 - 情報照会機能 ・他機関へ照会するための機能 - 符号要求機能 ・処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能 - オンライン機能 ・オンラインでの統合宛名の検索、更新機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 (中間サーバー)
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	- 符号管理機能 ・「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 - 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 - 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 - 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、統合利用番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 - 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 - 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 - データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 - セキュリティ管理機能 ・中間サーバーにアクセスした記録を取得する機能 - 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 - システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム5	
①システムの名称	保険年金共通システム
②システムの機能	1 国民年金システム、国民健康保険システム、障害者医療費助成システム、老人医療費助成システム、ひとり親家庭医療費助成システム及び子ども医療費助成システム（以下「保険年金システム」という。）の利用者及びアクセス権限を管理する機能 2 共通基盤システムから連携した住基・税情報等を蓄積し、保険年金システムから参照させる機能 3 他システムへ提供する情報を共通基盤システムへ連携する機能 4 システムに接続(アクセス)するパソコン、プリンタ等の機器を管理する機能 5 金融機関等の各種マスタを管理する機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 保険年金システム ）
システム6	
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会(大阪府では、大阪府国民健康保険団体連合会)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	1. 資格継続業務(詳細は別添1-7を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 本市に設置されるデータ連携用PCあるいは国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを本市から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 大阪府内の市町村間を転居した場合、転出市町村と転入市町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1-7を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1-7を参照） (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 本市の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを本市から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、本市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村に設置される国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 国民健康保険システム(連携用PCを用いる場合) ）

システム7	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム8	
①システムの名称	国民健康保険システム ※標準準拠システム移行後
②システムの機能	1 資格機能 ・国民健康保険資格の情報管理 ・国民健康保険の資格取得者の取得情報登録、交付を行う被保険者証の作成 ・国民健康保険の資格喪失者の喪失情報の登録 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 ・70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成 2 賦課機能 ・被保険者の所得情報を把握し管理する機能 ・被保険者の保険料を決定し保険料を通知し通知書及び納付書を発行する機能・国民健康保険料の特別徴収に関する機能 3 給付機能 ・レセプトの登録及び突合チェック ・被保険者等の給付情報の管理・記録及び給付 ・高額介護合算療養費の管理 ・その他管理 第三者行為の情報管理 一部負担金減免の情報管理 医療費通知の作成及び履歴情報管理 人間ドックの受診券の発行及び受診結果の情報管理

③他のシステムとの接続

☐ 情報提供ネットワークシステム

☐ 住民基本台帳ネットワークシステム

☐ 宛名システム等

☐ その他（共通基盤システム

☐ 庁内連携システム

☐ 既存住民基本台帳システム

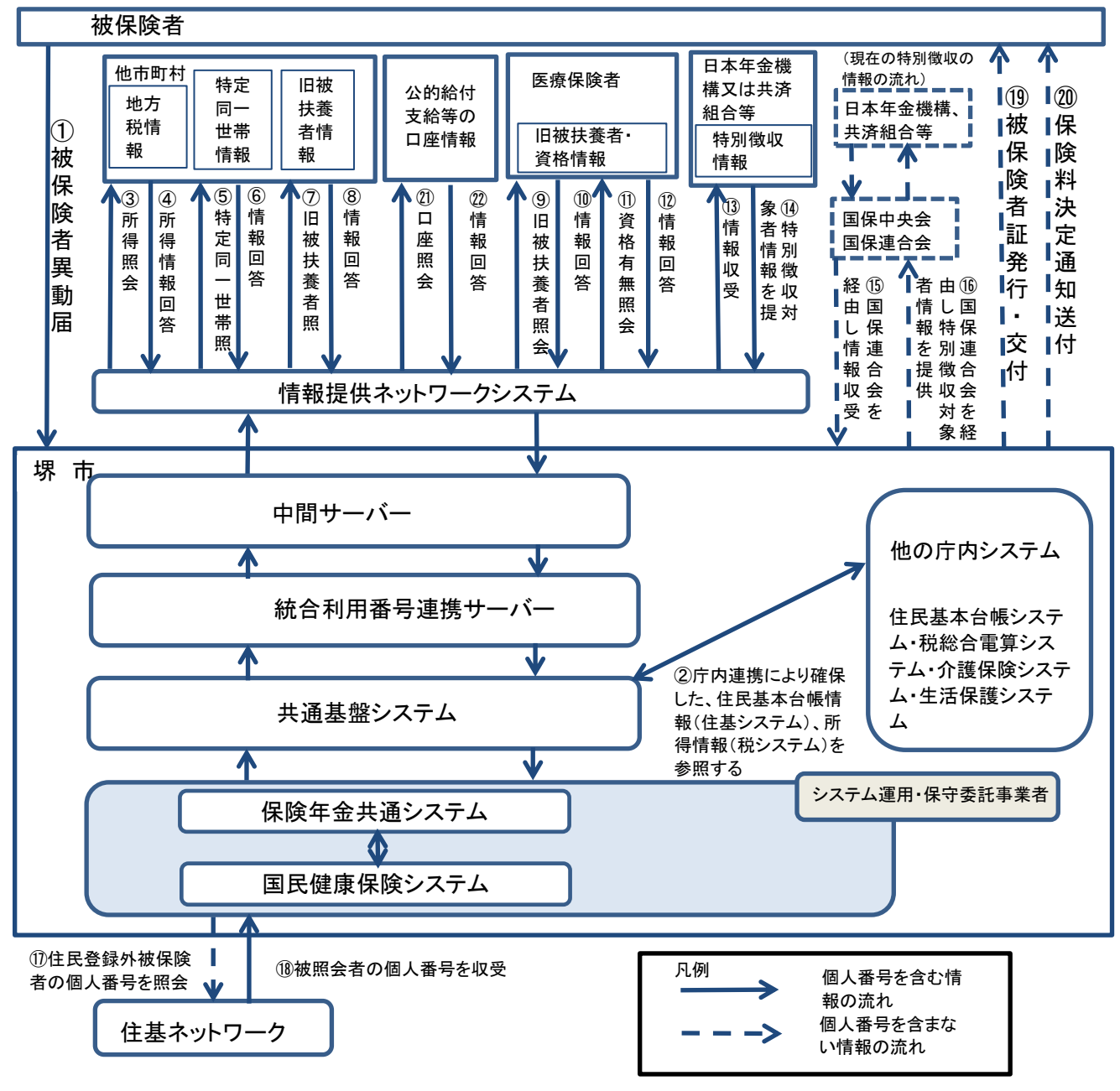
☐ 税務システム

）

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・被保険者の資格管理を適正に行うため。 ・他市町村からの転入者の場合、保険料計算や給付計算のため、1月1日時点での居住地の市町村から所得情報を把握する必要があり、同じく保険料の軽減判定のために情報を把握する必要があるため。 ・被保険者等の資格の取得、喪失を適正に把握し、国民健康保険料の公平、公正な賦課を行うため。 ・個人番号を用いることで申請・届出の手間や、国や他の自治体等への照会の行政手続きを省略化でき、市民の利便性の向上につながるため。 ・被保険者の申請時において、各種給付事務を公平・公正かつ効率的に行うため。 <オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。
②実現が期待されるメリット	・資格取得の際に他保険の資格情報を得ることで適正な資格取得が行える。 ・他市町村からの転入者の所得情報等を把握することで、適切な保険料計算や給付計算、負担割合の決定が行える。 ・個人番号を用いることで申請・届出の手間や、国や他の自治体等への照会の行政手続きを省略化でき、市民の利便性の向上につながる。 ・個人の特定を迅速に行うことができ、給付に関する各種給付事務の届出を効率的に処理できる。 ・他市町村及び他保険に関する保険者間調整の効率化及び適正化が図られる。 <オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<提供の根拠> ・番号法第19条第8号別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <照会の根拠> ・番号法第19条第8号別表第2 42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課
②所属長	国民健康保険課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

1-1 資格・賦課に係る事務(国保広域化に関する事務フローは別紙参照)



(備考)

【被保険者異動届の受付】

①被保険者から提出された被保険者異動届を受付。

【市内システムとの連携】

②国民健康保険システムにより被保険者資格等を確認し、必要に応じ市内連携により取り込んだ住民基本台帳情報、所得情報を確認する。

【他市町村への地方税情報の照会・回答】

③他市町村からの転入者の場合、保険料計算等のため、1月1日時点での居住地の市町村から所得情報を得るため、照会を行う。
④他市町村からの回答により、世帯員の所得の確認を行い、保険料を決定する。また、70歳以上75歳未満の方の負担割合を決定する。

【他市町村への特定同一世帯情報の照会・回答】

⑤他市町村に特定同一世帯有無の照会を行う。
⑥他市町村からの回答により、特定同一世帯有無の確認を行い、軽減対象である場合は保険料を軽減する。

【他市町村への旧被扶養者情報の照会・回答】

⑦他市町村に対して、旧被扶養者の有無の照会を行う。
⑧他市町村からの回答により、旧被扶養者であることを確認した場合は、保険料減免の対象とする。

【医療保険者への旧被扶養者・資格情報の照会・回答】

⑨医療保険者に対して、旧被扶養者の有無の照会を行う。
⑩医療保険者からの回答により、旧被扶養者であることを確認した場合は、保険料減免の対象とする。
⑪医療保険者に対して、資格情報の照会を行う。
⑫医療保険者からの回答により、従前の医療保険の資格取得喪失情報の確認を行う。

【特別徴収情報の収受・回答】(特別徴収情報に係る情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が開始されてから)

⑬日本年金機構等から情報提供ネットワークシステムを通して年金受給者情報を収受する。また、特別徴収結果情報を受領し、徴収管理を行う。
⑭堺市が決定した特別徴収対象者情報を、情報提供ネットワークシステムを通して日本年金機構に送付する。

【現在の特別徴収者情報の流れ】

⑮年金保険者から、65歳以上で年額18万円以上の支払いを受ける人の情報を国保連合会が提供を受けたのち、市町村毎にデータを振り分けたうえで、堺市分が提供される。また、特別徴収結果情報を受領し、徴収管理を行う。
⑯堺市が決定した特別徴収対象者について特別徴収依頼情報を作成して国保連合会に提供し、国保連合会において各制度の特別徴収依頼情報を一元化した後、データを年金保険者に提供する。

【住民登録外被保険者の個人番号の確認】

⑰住民登録外被保険者となっている者の個人番号を、住基ネットワークに照会する。
⑱住基ネットワークから、被照会者の個人番号情報を収受する。

【被保険者証の交付】

⑲資格確認を行い、被保険者証等を発行、交付する。

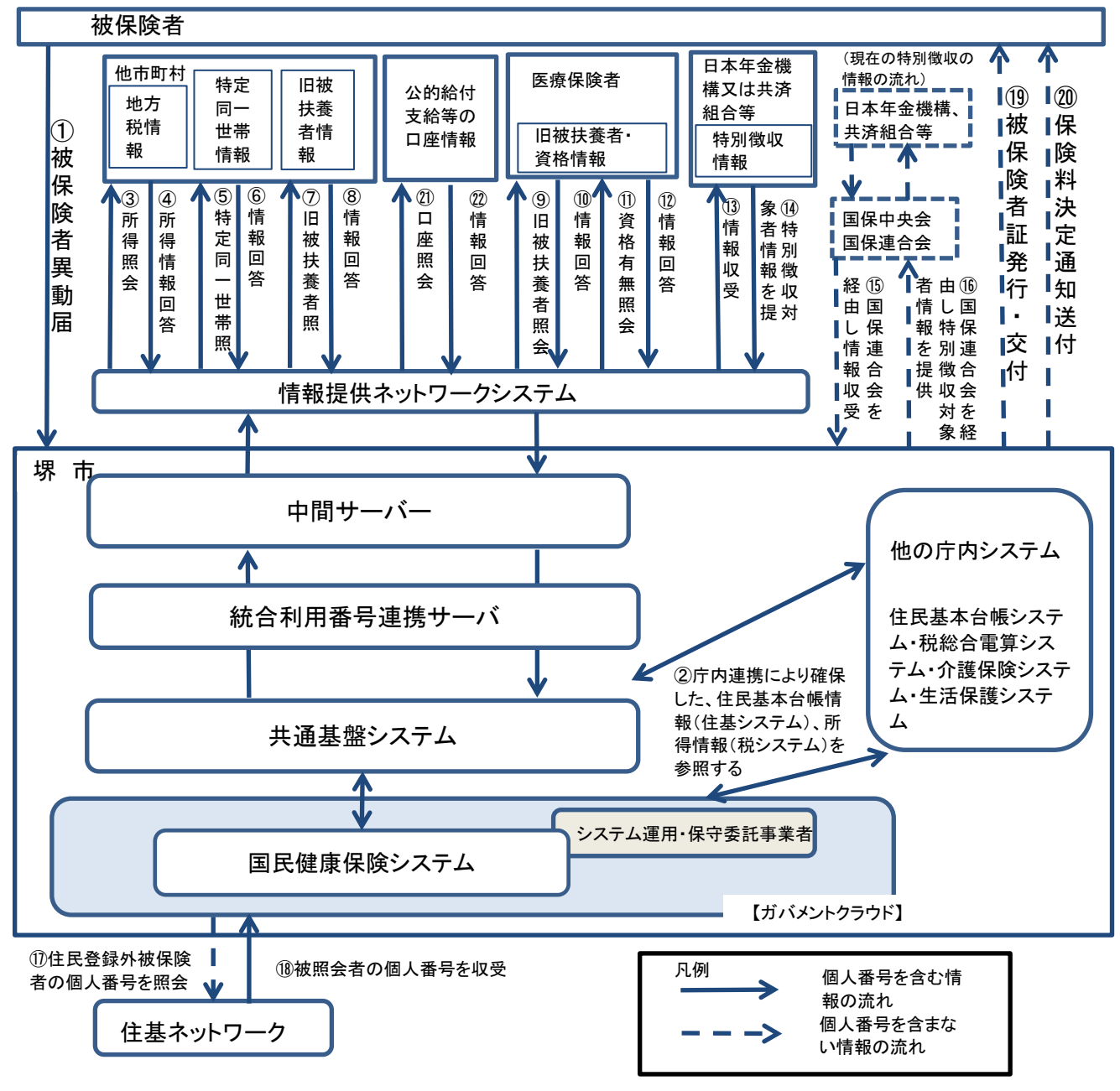
【保険料決定通知】

⑳保険料を賦課決定し、保険料決定通知書を被保険者に送付する。

【公的給付支給等口座情報の照会・回答】

㉑保険料還付金の公金受取口座での受取希望者の公金受取口座情報を得るため、照会を行う。
㉒公金受取口座情報の回答を得る。

1-1 資格・賦課に係る事務(国保広域化に関する事務フローは別紙参照)



(備考)

【被保険者異動届の受付】

①被保険者から提出された被保険者異動届を受付。

【市内システムとの連携】

②国民健康保険システムにより被保険者資格等を確認し、必要に応じ市内連携により取り込んだ住民基本台帳情報、所得情報を確認する。

【他市町村への地方税情報の照会・回答】

③他市町村からの転入者の場合、保険料計算等のため、1月1日時点での居住地の市町村から所得情報を得るため、照会を行う。

④他市町村からの回答により、世帯員の所得の確認を行い、保険料を決定する。また、70歳以上75歳未満の方の負担割合を決定する。

【他市町村への特定同一世帯情報の照会・回答】

⑤他市町村に特定同一世帯有無の照会を行う。

⑥他市町村からの回答により、特定同一世帯有無の確認を行い、軽減対象である場合は保険料を軽減する。

【他市町村への旧被扶養者情報の照会・回答】

⑦他市町村に対して、旧被扶養者の有無の照会を行う。

⑧他市町村からの回答により、旧被扶養者であることを確認した場合は、保険料減免の対象とする。

【医療保険者への旧被扶養者・資格情報の照会・回答】

⑨医療保険者に対して、旧被扶養者の有無の照会を行う。

⑩医療保険者からの回答により、旧被扶養者であることを確認した場合は、保険料減免の対象とする。

⑪医療保険者に対して、資格情報の照会を行う。

⑫医療保険者からの回答により、従前の医療保険の資格取得喪失情報の確認を行う。

【特別徴収情報の収受・回答】(特別徴収情報に係る情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が開始されてから)

⑬日本年金機構等から情報提供ネットワークシステムを通して年金受給者情報を収受する。また、特別徴収結果情報を受領し、徴収管理を行う。

⑭堺市が決定した特別徴収対象者情報を、情報提供ネットワークシステムを通して日本年金機構に送付する。

【現在の特別徴収者情報の流れ】

⑮年金保険者から、65歳以上で年額18万円以上の支払いを受ける人の情報を国保連合会が提供を受けたのち、市町村毎にデータを振り分けたうえで、堺市分が提供される。また、特別徴収結果情報を受領し、徴収管理を行う。

⑯堺市が決定した特別徴収対象者について特別徴収依頼情報を作成して国保連合会に提供し、国保連合会において各制度の特別徴収依頼情報を一元化した後、データを年金保険者に提供する。

【住民登録外被保険者の個人番号の確認】

⑰住民登録外被保険者となっている者の個人番号を、住基ネットワークに照会する。

⑱住基ネットワークから、被照会者の個人番号情報を収受する。

【被保険者証の交付】

⑲資格確認を行い、被保険者証等を発行、交付する。

【保険料決定通知】

⑳保険料を賦課決定し、保険料決定通知書を被保険者に送付する。

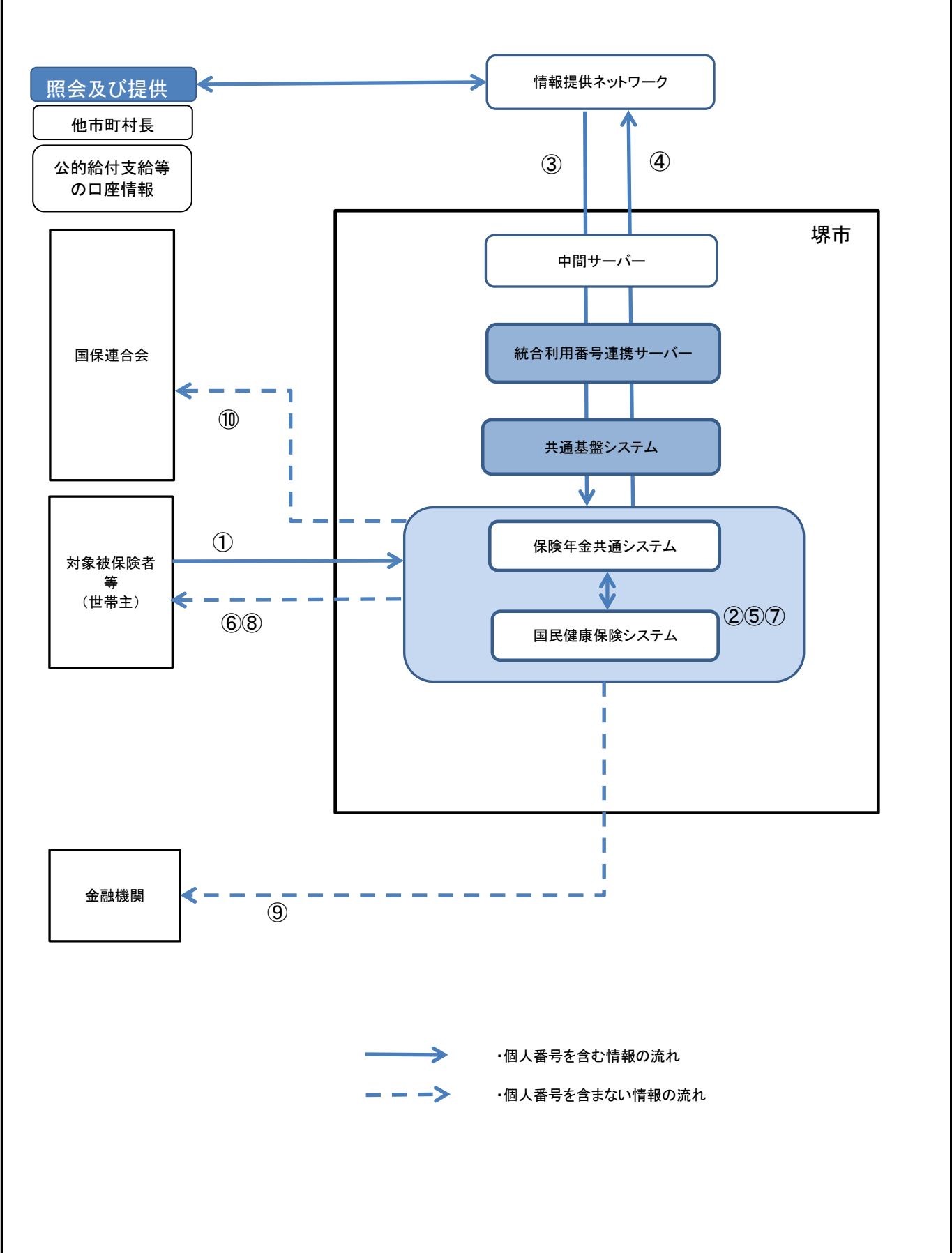
【公的給付支給等口座情報の照会・回答】

㉑保険料還付金の公金受取口座での受取希望者の公金受取口座情報を得るため、照会を行う。

㉒公金受取口座情報の回答を得る。

(別添1) 事務の内容

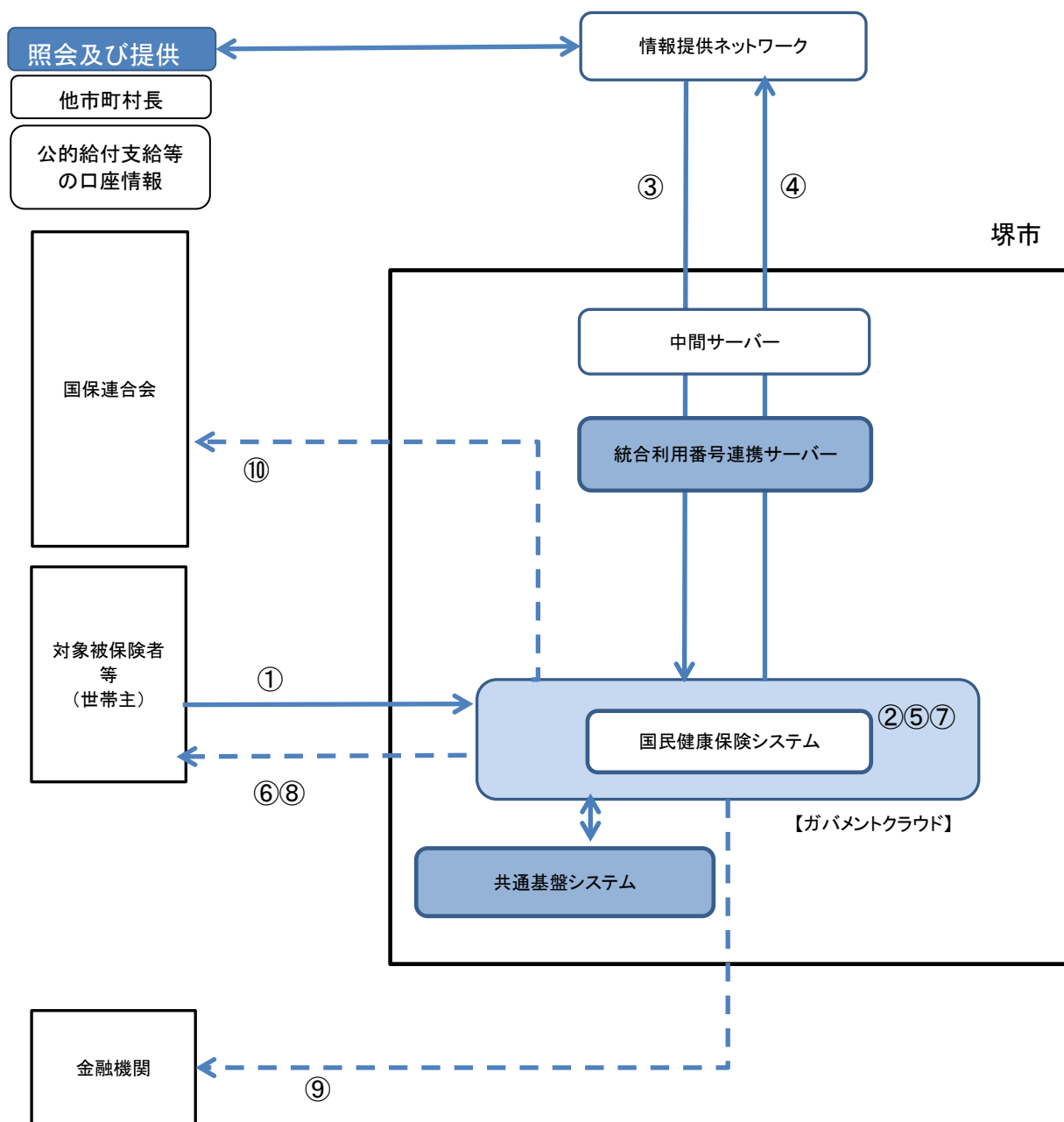
1-2 国保給付 ～各種給付申請書関係～（国保広域化に関する事務フローは別紙参照）



(備考)

- ① 対象被保険者等からの申請により各種給付申請の受付を行い、国民健康保険システムへ入力する。
- ② 国民健康保険システムから宛名情報・国保資格情報・国保賦課情報・国保収納情報を入手する。
- ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。
 - ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。
 - ・調査が必要になった都度、医療情報を入手し、国民健康保険システムへ反映する。
 - ・国保給付の公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を照会し、回答を得る。
- ④ 情報提供ネットワークに情報提供する。(医療保険の支給に係る情報)
- ⑤ 国民健康保険システムで保持している情報をもとに、各種支給申請書を発行する。
- ⑥ 対象被保険者等に各種支給申請書を手渡す。
- ⑦ 対象被保険者等からの申請により支給申請の受付を行い、国民健康保険システムへ入力する。
- ⑧ 支給決定通知書を発行し、世帯主に送付する。
- ⑨ 支給金額を記録した口座振替データを金融機関に送付する。
- ⑩ 療養費に関する申請をもとに、国保連合会へ提出する「療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金の一部に相当する額の請求書」及び対象者一覧を作成する。

1-2 国保給付 ～各種給付申請書関係～（国保広域化に関する事務フローは別紙参照）



・個人番号を含む情報の流れ



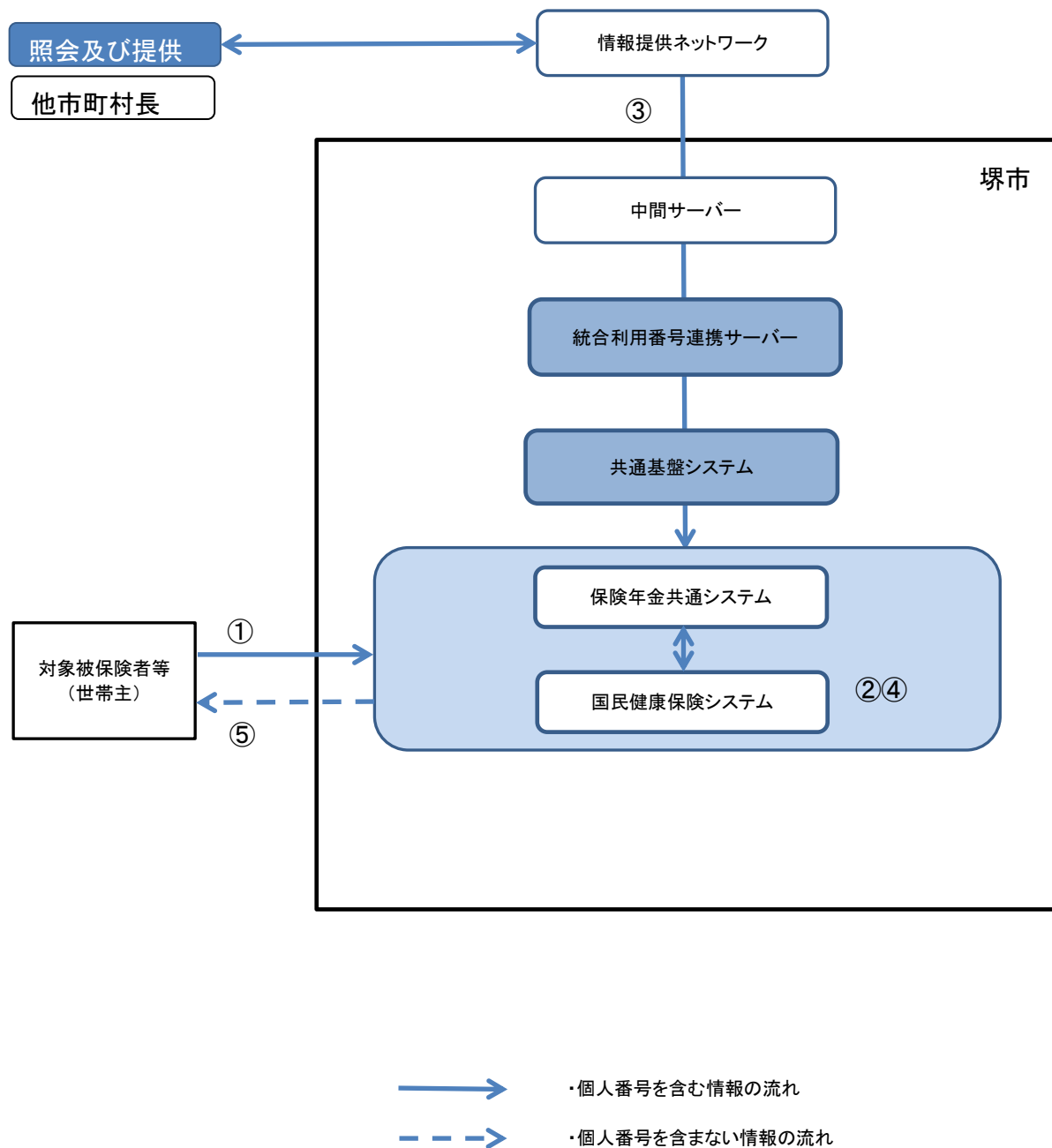
・個人番号を含まない情報の流れ

(備考)

- ① 対象被保険者等からの申請により各種給付申請の受付を行い、国民健康保険システムへ入力する。
- ② 国民健康保険システムから宛名情報・国保資格情報・国保賦課情報・国保収納情報を入手する。
- ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。
 - ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。
 - ・調査が必要になった都度、医療情報を入手し、国民健康保険システムへ反映する。
 - ・国保給付の公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を照会し、回答を得る。
- ④ 情報提供ネットワークに情報提供する。(医療保険の支給に係る情報)
- ⑤ 国民健康保険システムで保持している情報をもとに、各種支給申請書を発行する。
- ⑥ 対象被保険者等に各種支給申請書を手渡す。
- ⑦ 対象被保険者等からの申請により支給申請の受付を行い、国民健康保険システムへ入力する。
- ⑧ 支給決定通知書を発行し、世帯主に送付する。
- ⑨ 支給金額を記録した口座振替データを金融機関に送付する。
- ⑩ 療養費に関する申請をもとに、国保連合会へ提出する「療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金の一部に相当する額の請求書」及び対象者一覧を作成する。

(別添1) 事務の内容

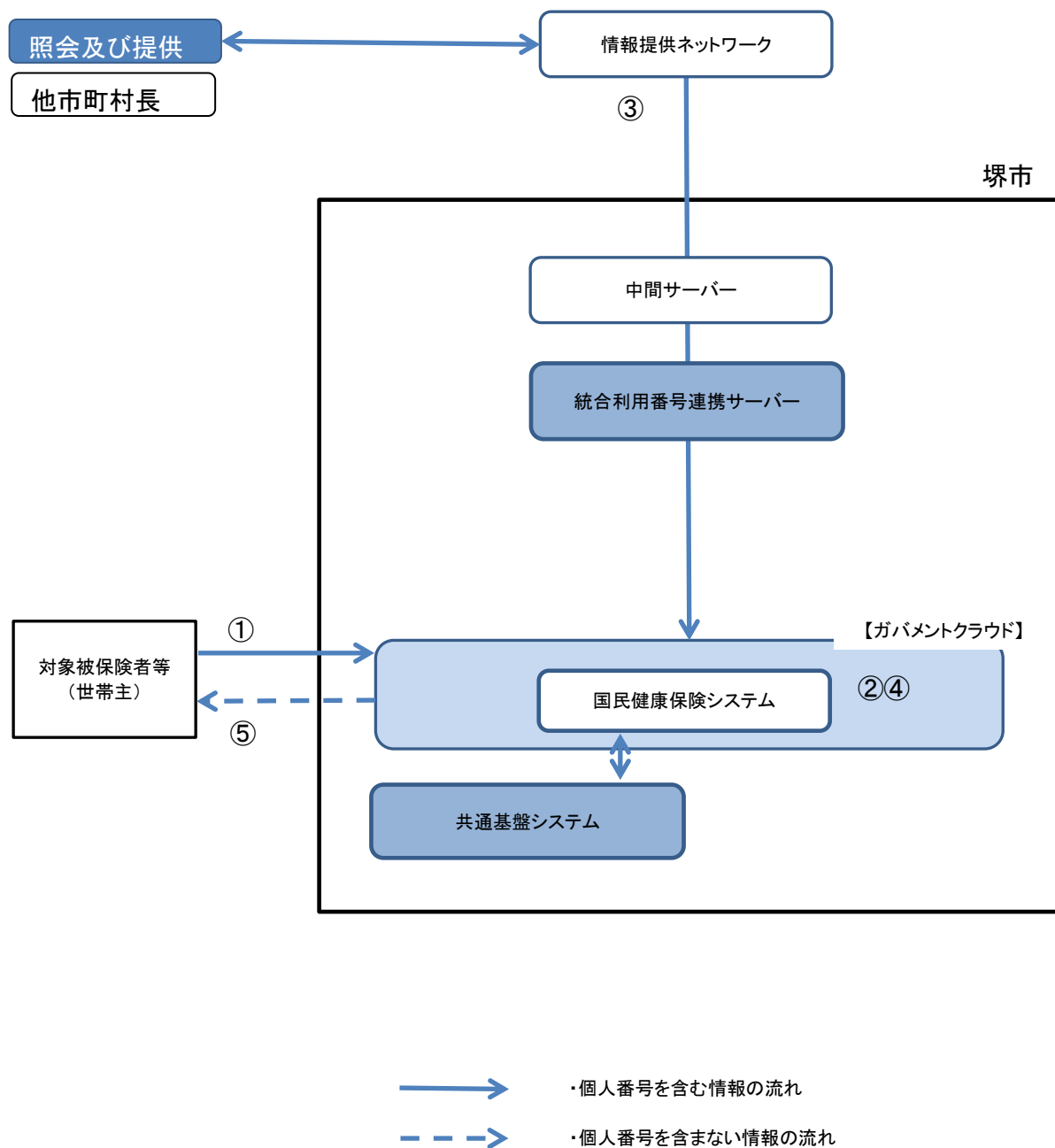
1-3 国保給付 ～各種証明書・受診券 関連～（国保広域化に関する事務フローは別紙参照）



(備考)

- ① 対象被保険者等からの申請により各種証明書・受診券交付申請の受付を行い、国民健康保険システムへ入力する。
- ② 国民健康保険システムから宛名情報・国保資格情報・国保賦課情報・国保収納情報を入手する。
- ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。
・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。
- ④ 国民健康保険担当課にて、国民健康保険システムから申請登録、各種証明書・受診券の発行を行う。
- ⑤ 検認後、対象被保険者等に各種証・受診票を交付する。

1-3 国保給付 ～各種証明書・受診券 関連～ (国保広域化に関する事務フローは別紙参照)

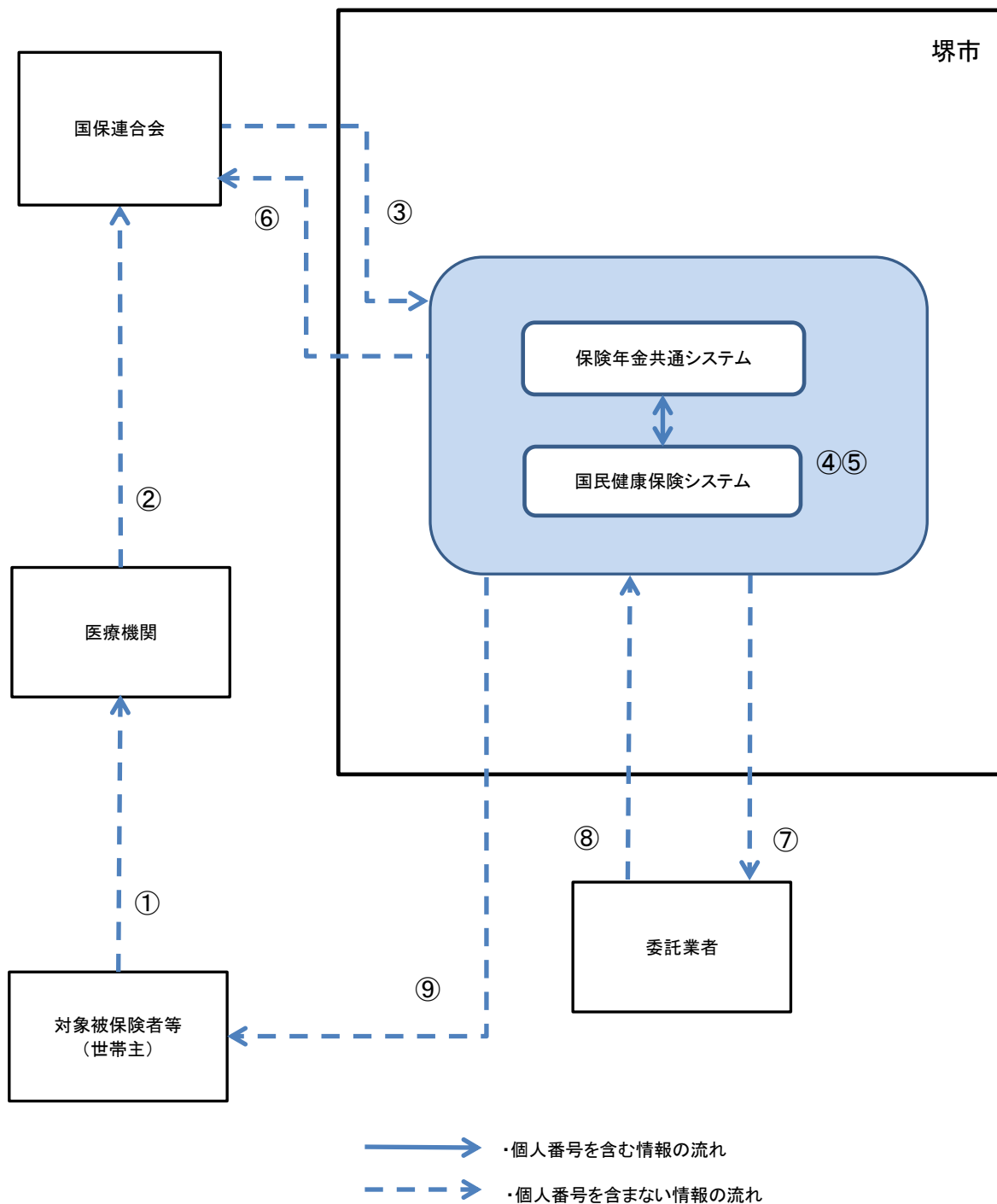


(備考)

- ① 対象被保険者等からの申請により各種証明書・受診券交付申請の受付を行い、国民健康保険システムへ入力する。
- ② 国民健康保険システムから宛名情報・国保資格情報・国保賦課情報・国保収納情報を入手する。
- ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。
・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。
- ④ 国民健康保険担当課にて、国民健康保険システムから申請登録、各種証明書・受診券の発行を行う。
- ⑤ 検認後、対象被保険者等に各種証・受診票を交付する。

(別添1) 事務の内容

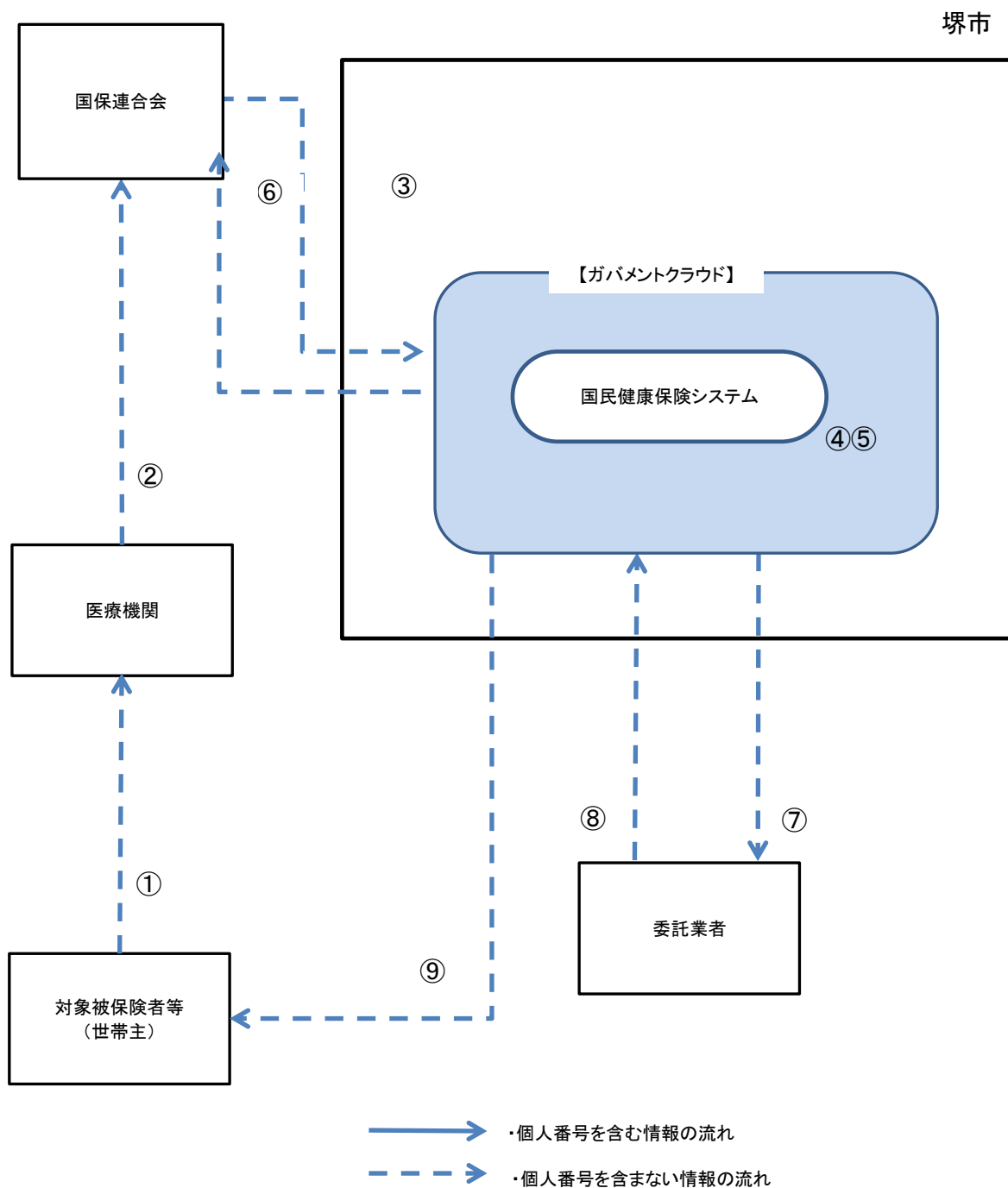
1-4 国保給付 ～レセプト管理・医療費通知作成関係～（国保広域化に関する事務フローは別紙参照）



(備考)

- ① 被保険者等が、医療機関を受診する。
- ② 医療機関が、国保連合会に診療報酬明細書（以下レセプト）で審査支払請求する。
- ③ 国保連合会からレセプトデータを入力し、国民健康保険システムの国保給付情報に入力する。
- ④ 国民健康保険システムから宛名情報・国保資格情報を入力する。
- ⑤ 国民健康保険システムにより、上記情報を元にレセプトデータの資格及び過誤・再審査が必要なものにはデータを入力する。
- ⑥ 国保連合会へ過誤申出、再審査請求を行う。
- ⑦ 委託業者に医療費通知データを渡す。
- ⑧ 委託業者から医療費通知の納品を受ける。
- ⑨ 対象被保険者等に医療費通知を送付する。

1-4 国保給付 ～レセプト管理・医療費通知作成関係～ (国保広域化に関する事務フローは別紙参照)

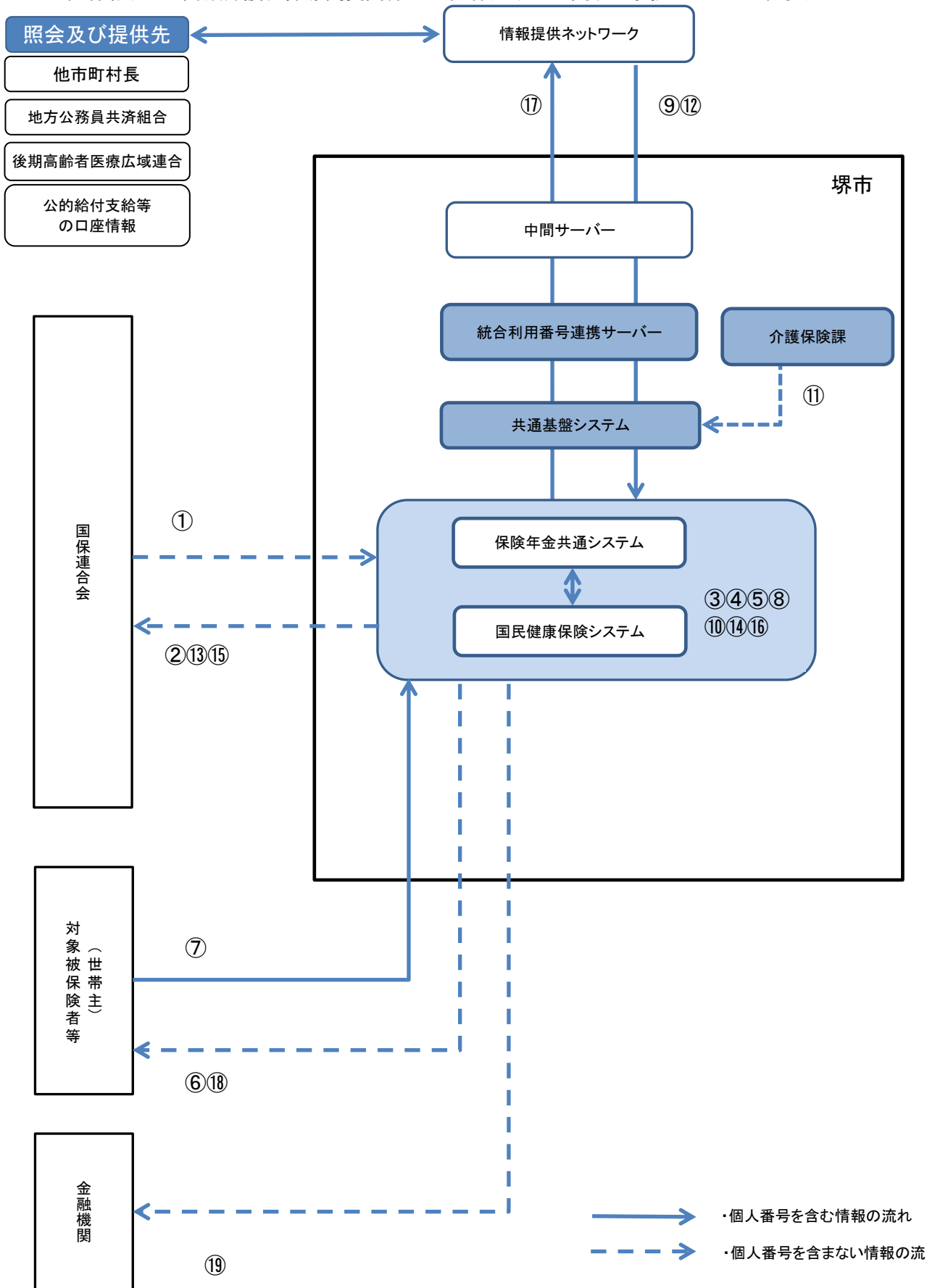


(備考)

- ① 被保険者等が、医療機関を受診する。
- ② 医療機関が、国保連合会に診療報酬明細書(以下レセプト)で審査支払請求する。
- ③ 国保連合会からレセプトデータを入力し、国民健康保険システムの国保給付情報に入力する。
- ④ 国民健康保険システムから宛名情報・国保資格情報を入力する。
- ⑤ 国民健康保険システムにより、上記情報を元にレセプトデータの資格及び過誤・再審査が必要なものにはデータを入力する。
- ⑥ 国保連合会へ過誤申出、再審査請求を行う。
- ⑦ 委託業者に医療費通知データを渡す。
- ⑧ 委託業者から医療費通知の納品を受ける。
- ⑨ 対象被保険者等に医療費通知を送付する。

(別添1) 事務の内容

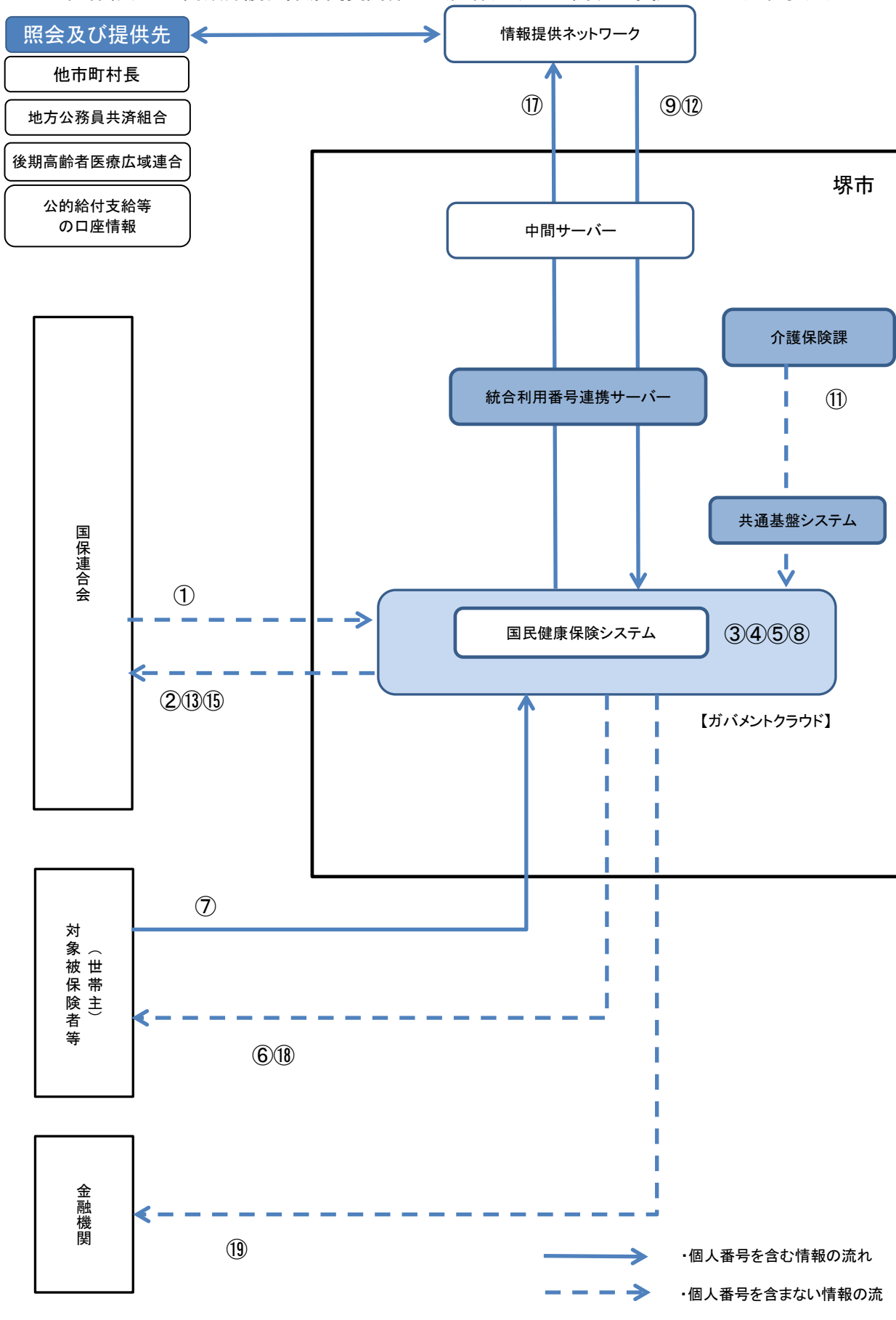
1-5 国保給付 ～高額介護合算療養費関係～（国保広域化に関する事務フローは別紙参照）



(備考)

- ① (勸奨通知作成事務) 国保連合会から高額介護合算勘奨用自己負担情報を入手し、国民健康保険システムへ入力する。
- ② (勸奨通知作成事務) 国民健康保険システムで保持している自己負担情報をもとに、高額介護合算勘奨用補正済自己負担情報を作成し、国保連合会へ提供する。
- ③ (勸奨通知作成事務) 国保連合会から、②をもとに作成された高額介護合算勘奨用仮算定結果ファイルを入力し、国民健康保険システムへ入力する。
- ④ (勸奨通知作成事務) 国民健康保険システムから宛名情報・国保資格情報を入手する。
- ⑤ (勸奨通知作成事務) ③④の情報をもとに、高額介護合算勘奨通知を作成し、発行する。
- ⑥ 世帯主に高額介護合算勘奨通知を送付する。
- ⑦ 対象被保険者等から高額介護合算支給申請を受け付ける。
- ⑧ (支給額決定事務) 国民健康保険システムから、国保賦課情報・国保収納情報を入手する。
- ⑨ (支給額決定事務) 情報提供ネットワークから、情報入手する。
 - ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。
 - ・国保給付の公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を照会し、回答を得る。
- ⑩ (支給額決定事務) ⑦⑧⑨をもとに、国民健康保険システムへ高額介護合算療養費申請登録をする。
- ⑪ (支給額決定事務) 介護保険課のシステムから、連携基盤を通して介護給付情報を入手する。
- ⑫ (支給額決定事務) 情報提供ネットワークから、情報入手する。
 - ・調査が必要になった都度、介護給付情報を入手し、国民健康保険システムへ反映する。
- ⑬ (支給額決定事務) ⑩のデータを国保連合会へ提供する。
- ⑭ (支給額決定事務) 国保連合会から自己負担額確認情報が提供されるので、国民健康保険システムへ入力して再計算する。
- ⑮ (支給額決定事務) 国保連合会へ補正済自己負担額情報を提供する。
- ⑯ (支給額決定事務) 国保連合会から支給計算結果を入手し、国民健康保険システムへ入力して決定通知を作成する。
- ⑰ (支給額決定事務) 情報提供ネットワークに保険給付の支給に関する情報を提供する。
- ⑱ 世帯主へ支給決定通知を送付する。
- ⑲ 金融機関へ口座振替データを送付する。

1-5 国保給付 ～高額介護合算療養費関係～ (国保広域化に関する事務フローは別紙参照)

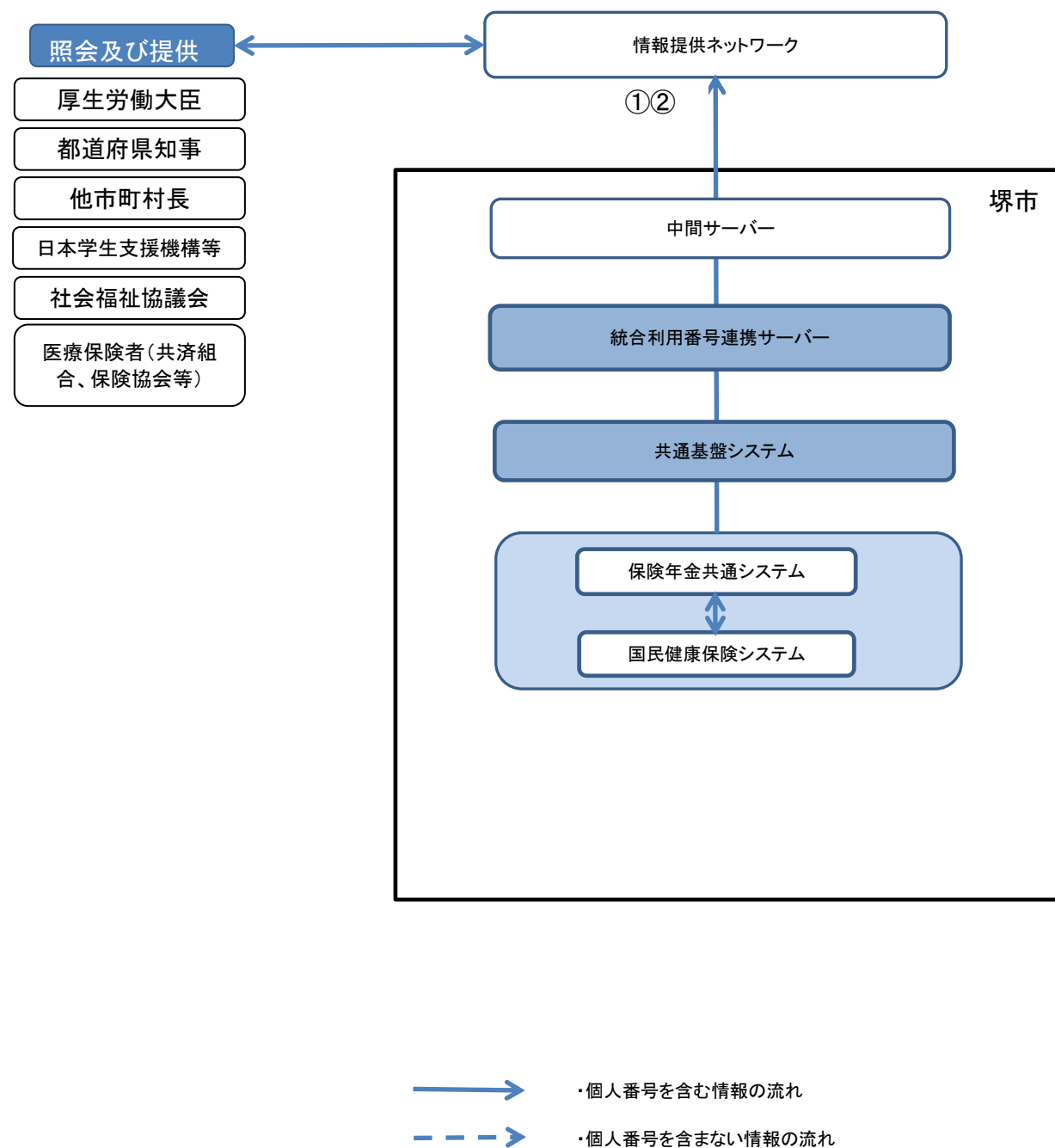


(備考)

- ① (勸奨通知作成事務) 国保連合会から高額介護合算勘奨用自己負担情報を入手し、国民健康保険システムへ入力する。
- ② (勸奨通知作成事務) 国民健康保険システムで保持している自己負担情報をもとに、高額介護合算勘奨用補正済自己負担情報を作成し、国保連合会へ提供する。
- ③ (勸奨通知作成事務) 国保連合会から、②をもとに作成された高額介護合算勘奨用仮算定結果ファイルを入力し、国民健康保険システムへ入力する。
- ④ (勸奨通知作成事務) 国民健康保険システムから宛名情報・国保資格情報を入手する。
- ⑤ (勸奨通知作成事務) ③④の情報をもとに、高額介護合算勘奨通知を作成し、発行する。
- ⑥ 世帯主に高額介護合算勘奨通知を送付する。
- ⑦ 対象被保険者等から高額介護合算支給申請を受け付ける。
- ⑧ (支給額決定事務) 国民健康保険システムから、国保賦課情報・国保収納情報を入手する。
- ⑨ (支給額決定事務) 情報提供ネットワークから、情報入手する。
 - ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。
 - ・国保給付の公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を照会し、回答を得る。
- ⑩ (支給額決定事務) ⑦⑧⑨をもとに、国民健康保険システムへ高額介護合算療養費申請登録をする。
- ⑪ (支給額決定事務) 介護保険課のシステムから、連携基盤を通して介護給付情報を入手する。
- ⑫ (支給額決定事務) 情報提供ネットワークから、情報入手する。
 - ・調査が必要になった都度、介護給付情報を入手し、国民健康保険システムへ反映する。
- ⑬ (支給額決定事務) ⑩のデータを国保連合会へ提供する。
- ⑭ (支給額決定事務) 国保連合会から自己負担額確認情報が提供されるので、国民健康保険システムへ入力して再計算する。
- ⑮ (支給額決定事務) 国保連合会へ補正済自己負担額情報を提供する。
- ⑯ (支給額決定事務) 国保連合会から支給計算結果を入力し、国民健康保険システムへ入力して決定通知を作成する。
- ⑰ (支給額決定事務) 情報提供ネットワークに保険給付の支給に関する情報を提供する。
- ⑱ 世帯主へ支給決定通知を送付する。
- ⑲ 金融機関へ口座振替データを送付する。

(別添1) 事務の内容

1-6 国保給付 ～行政機関・保険医療機関等からの照会による国保資格・給付情報の提供～(国保広域化に関する事務フローは別紙参照)



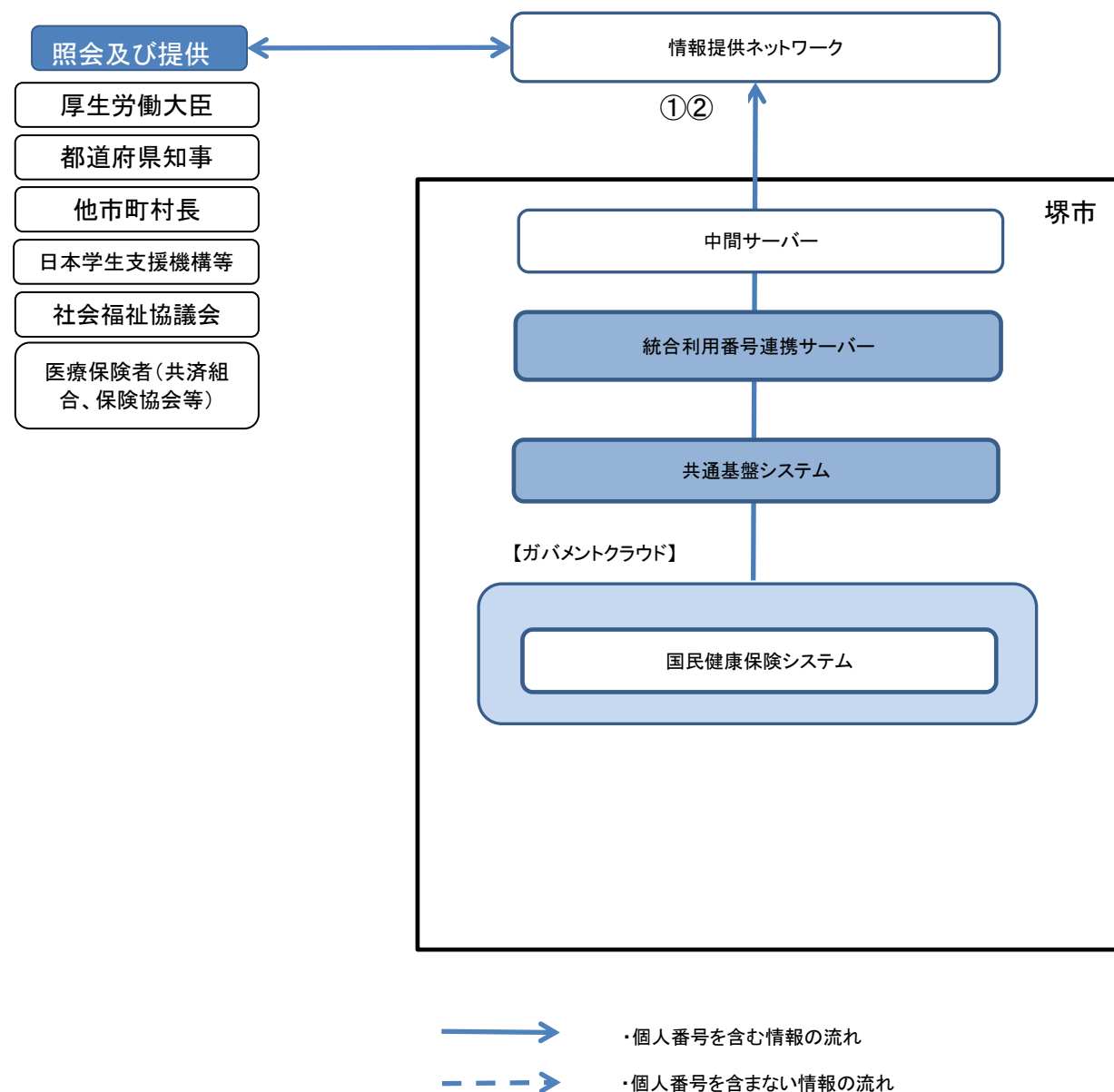
(備考)

番号法の法令上の根拠に基づき、行政機関・保険医療機関等から照会があった場合

① 国保資格情報について照会があった場合、国保資格情報を情報提供ネットワークに提供する。

② 国保給付情報について照会があった場合、国保給付情報を情報提供ネットワークに提供する。

1-6 国保給付 ～行政機関・保険医療機関等からの照会による国保資格・給付情報の提供～(国保広域化に関する事務フローは別紙参照)



(備考)

番号法の法令上の根拠に基づき、行政機関・保険医療機関等から照会があった場合

① 国保資格情報について照会があった場合、国保資格情報を情報提供ネットワークに提供する。

② 国保給付情報について照会があった場合、国保給付情報を情報提供ネットワークに提供する。

(備考)

1. 市町村保険者事務共同処理業務

- 1-1 国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
 - ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
- 1-2 上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。
- 1-3 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

2. 都道府県保険者事務共同処理業務

- ・都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険料収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

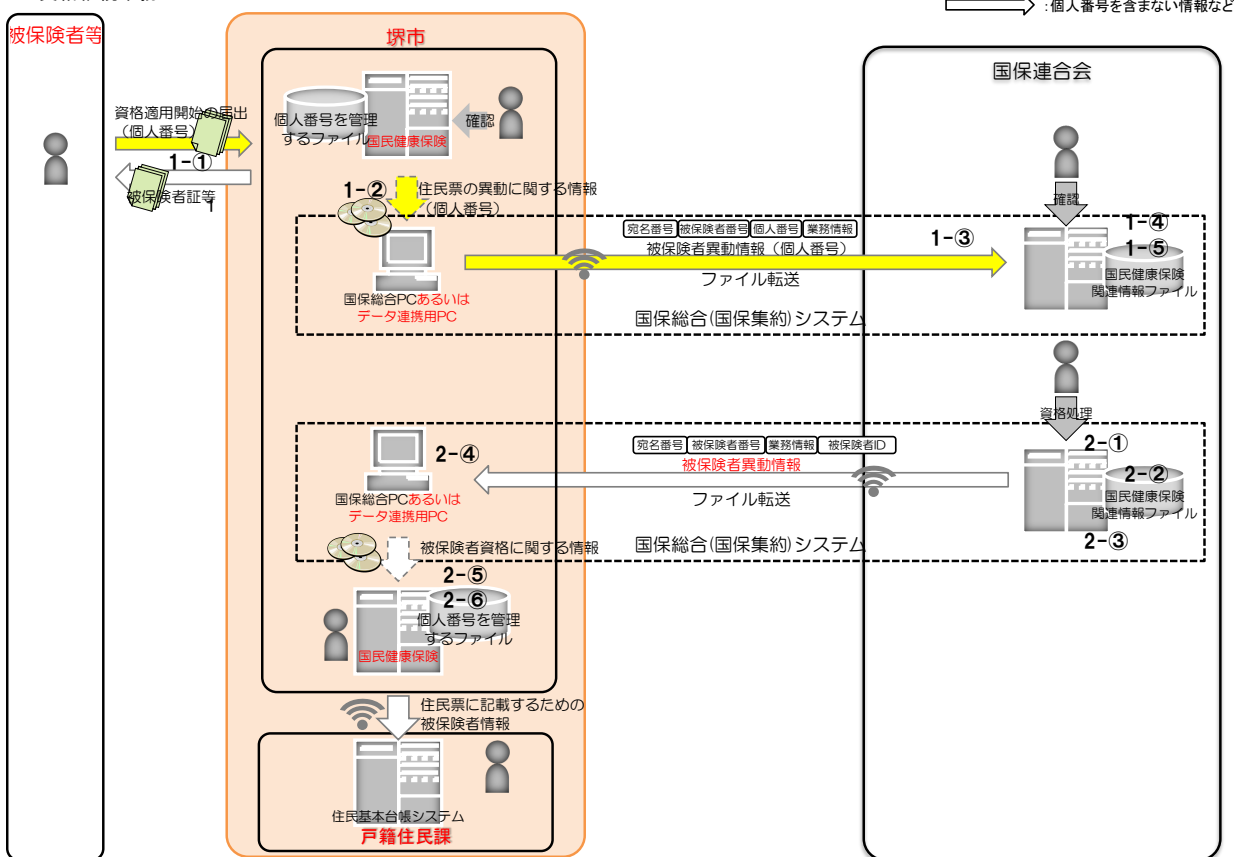
3. 市区町村診療報酬審査支払業務

- ・保険医療機関等から提出される診療報酬等の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。

4. オンライン資格確認の準備業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

1. 資格継続業務



(備考)

1. 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

(1)被保険者異動情報等の送信

- 1-①被保険者等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。被保険者等には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
 - 電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
 - データ連携用PCを用いる場合は、国民健康保険システムから当該連携用PCに直接移入する。
- 1-③市区に設置の国保総合PCあるいはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。
 - また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

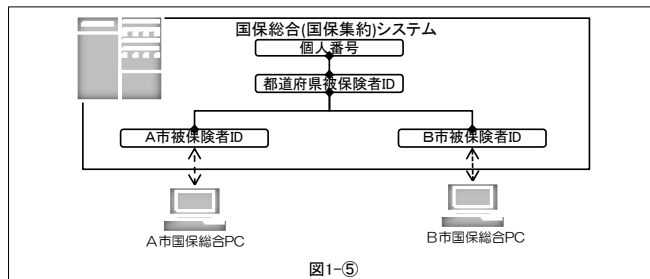
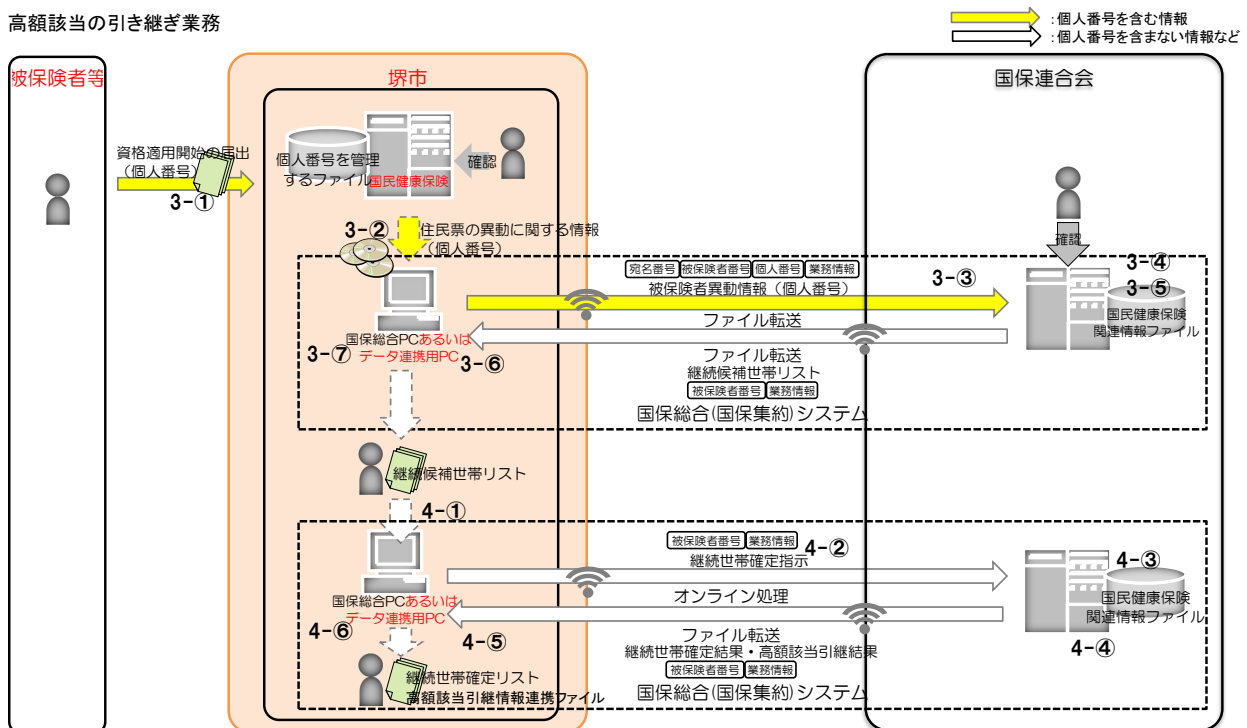


図1-⑤

(2)被保険者情報の受信

- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐づけされている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者異動情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから堺市に設置の国保総合PCに、被保険者異動情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤堺市では、堺市に設置の国保総合PCから被保険者異動情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。
配信情報をデータ連携用PCで受け取る場合は、当該連携用PCを通して国民健康保険システムに移入する。
- 2-⑥国民健康保険システムでは、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県(大阪府)単位の被保険者情報を更新する。
市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理することとなる。

2. 高額該当の引き継ぎ業務



(備考)

2. 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間 にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

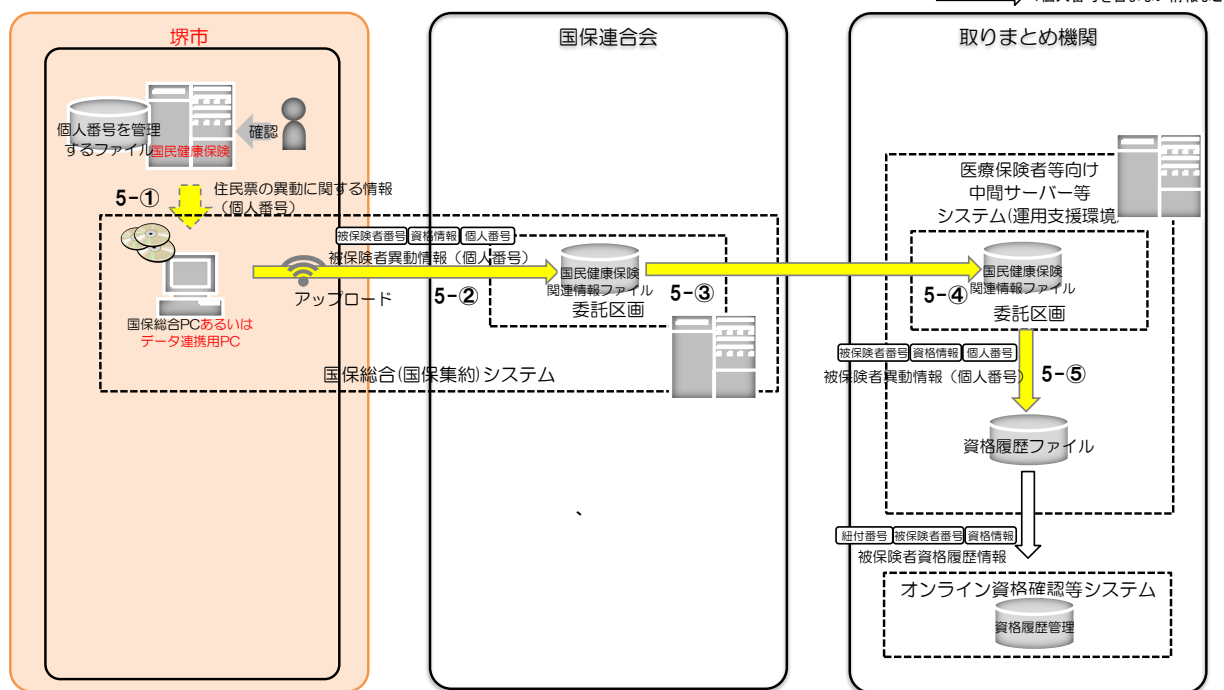
(3)継続候補世帯の抽出

- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
- 3-②国民健康保険市区町村自庁システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、堺市に設置の国保総合PCに移入する。
データ連携用PCを用いる場合は、国民健康保険システムから当該連携用PCに直接移入する。
- 3-③堺市に設置の国保総合PCあるいはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから堺市に設置の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦堺市において、堺市に設置の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4)継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、堺市に設置の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-②堺市に設置の国保総合PCあるいはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから堺市に設置の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
配信情報をデータ連携用PCで受け取る場合は、当該連携用PCを通して国民健康保険システムに移入する。
- 4-⑥堺市において、堺市に設置の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。
また、堺市に設置の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供



(備考)

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、堺市において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、堺市に設置の国保総合PCに移入する。
データ連携用PCを用いる場合は、国民健康保険システムから当該連携用PCに直接移入する。
- 5-②堺市に設置の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。
国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・国民健康保険法第5条に基づき堺市国民健康保険の被保険者となった者及び国民健康保険法第6条に基づき資格喪失者となった者のうち遡及して個人番号の取得が必要となった者 ・国民健康保険法第5条に基づく堺市国民健康保険の被保険者でない者で、世帯員が被保険者である世帯主(擬制世帯主)
その必要性	国民健康保険業務において、被保険者資格を適正に管理し、被保険者に対する賦課決定を適正に行うため
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	【識別情報】 ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 【連絡先情報】 ・4情報:被保険者証等を被保険者に適正に送付するため保有 ・連絡先(電話番号):被保険者に問い合わせを行う場合に必要となるため保有 【業務関係情報】 ・地方税関係情報:所得を基に国民健康保険料の賦課決定(及び保険給付の算定に用いる所得区分の判定)を行うため保有 ・医療保険関係情報:国民健康保険の被保険者を適正に特定するため保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:国民健康保険の被保険者を適正に特定するため保有 ・介護・高齢者福祉関係情報:国民健康保険料の適正な特別徴収額の計算を行うため及び適正に高額介護合算の算定を行うため保有 ・雇用・労働関係情報:被保険者の国民健康保険料の適正な賦課決定を行うため保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、市民税課、生活援護管理課、医療年金課、介護保険課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、日本年金機構、内閣総理大臣) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村、後期高齢者医療広域連合) ☐ 民間事業者 (他の医療保険者) ☐ その他 (大阪府国民健康保険団体連合会)
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (データベースの直接参照)
③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人】 ・国民健康保険法施行規則に記載されている届出及び申請を受けた都度入手する。 【庁内連携】 ・住民の個人番号については、異動した都度入手する。 ・当初賦課情報を年に1回、課税異動情報を毎月連携し入手する。 ・医療給付の申請時に医療保険給付関係情報等を都度入手する。 【地方公共団体情報システム機構】 ・他市からの転入時に必要に応じて公共団体情報システムが運営する住民基本台帳ネットワークシステムを通じて都度入手する。 【日本年金機構】 ・年金保険者より年1回に年次の特別徴収対象者データ、年1回特別徴収税額通知の処理結果通知を受け取る。(また、8月以降の偶数月に月次補足対象者のデータを受け取る。) ※当面は個人番号をキーとした情報連携を行わないため、特定個人情報の入手には当たらないか、将来的に個人番号をキーとした情報連携を行うこともあるため記載。 【内閣総理大臣】 ・国保給付等の公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を入手する。 【他市町村】 ・国民健康保険料の算定に当たり、他市から所得情報を都度入手する。 ・医療給付の申請時に医療保険給付関係情報等を都度入手する。 【他の医療保険者】 ・国民健康保険被保険者資格の取得に当たり、他の医療保険者から都度入手する。 ・医療給付の申請時に医療保険給付関係情報等を都度入手する。 【国保連合会】 ・資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) : 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 - 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) : 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 - 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。

		【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条第1項別表第一に規定され、国民健康保険法施行規則で定められた届出については、個人番号を届出することが規定されている。 【他市町村等からの入手】 ・番号法第19条第8号別表第二において、住民票関係情報及び年金保険者との年金特別徴収に係る情報並びに市町村民税関係情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【他の医療保険者】 ・番号法第19条第8号別表第二において、他の医療保険者との被保険者の資格情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【国保連合会からの入手】 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。
	⑤本人への明示	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・国民健康保険法施行規則第2条第1、3号、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の8、第5条の9、第7条、第7条の4第4項、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第12条、第13条、第15条、第24条の3、第26条の3、第26条の5、第26条の6の4、第27条、第27条の5、第27条の11、第27条の12の2、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第27条の16、第27条の26、第27条の27、第28条にそれぞれ明示されている。同規則第28条の2に申請書の記載事項について規定あり。 【庁内連携】 ・番号法第14条第1項に明示されている。 【大阪府国民健康保険団体連合会】 ・国民健康保険法第113条の3、国民健康保険法施行規則第44条の2、第44条の3に明示されている。 【その他の機関からの入手】 ・番号法第19条第8号別表第二並びに主務省令で定める事務及び情報を定める命令に明示されている。
	⑥使用目的 ※	・国民健康保険料の適正な賦課決定のため、また被保険者等の所得情報の把握が正確かつ効率的に行うため、個人番号を利用する。 ・納付義務者が所得の申告及び減免の申請等を行う際に、添付資料が省略できるなどの納税者利便性の向上のため、個人番号を利用する。 ・給付申請等の受付・審査・支払を正確かつ効率的に行うため、個人番号を利用する。
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※ 使用者数	健康福祉局長寿社会部国民健康保険課及び各区保険年金課 ＜選択肢＞ [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1 国民健康保険の被保険者資格等の管理及び照会 ・被保険者からの届出により個人番号を取得し、被保険者等の資格情報とともに管理のうえ、本人確認の際に個人番号を用いて照会を行う。 2 国民健康保険料の賦課徴収に関する事務 ・国民健康保険システム内において、税情報の移転を行い、賦課決定を行う。 ・個人番号を用いて情報提供ネットワークシステムを通じて、地方税情報、特定同一世帯情報等について、都度照会を行う。 3 国民健康保険の各種給付等に関する事務 ・被保険者等からの給付等申請時に個人番号を取得し、本人確認を行い、申請に合わせた内容の給付等又は証明書の手続きを行う。
	情報の突合 ※	・内部識別番号である住基上の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	個人番号を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・世帯情報及び所得情報に基づく国民健康保険料の賦課決定 ・給付の支給又は支給額についての決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (6) 件	
委託事項1	システムの運用保守業務及び標準準拠システムへの移行に伴うデータ抽出業務並びに標準準拠システム構築業務	
①委託内容	システムの運用保守業務及び標準準拠システムへの移行に伴うデータ抽出業務並びに標準準拠システムを構築する業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	システムトラブルの調査・復旧、その他保全に関する作業において、特定個人情報ファイルの全体を取り扱う必要があるため	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (堺市役所庁舎設置のサーバー内又は端末機内及びガバメントクラウド内で) の提供	
⑤委託先名の確認方法	堺市ホームページの委託業務入札結果・随意契約結果一覧に公表している。	
⑥委託先名	株式会社日立製作所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 —再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 —再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 —再委託する作業内容を具体的に明記していること。 —全部又は大部分の再委託でないこと。
	⑨再委託事項	業務の一部

委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(＊):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、堺市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ＊国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、堺市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐ 専用線] [☐ 電子メール] [☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐ フラッシュメモリ] [☐ 紙] [☐ その他 ()]
⑤委託先名の確認方法		国民健康保険課で契約関係書類を保管
⑥委託先名		大阪府国民健康保険団体連合会 (大阪府国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の大阪府国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、大阪府国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、堺市に住所を有する者 ・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、堺市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		国民健康保険課で契約関係書類を保管
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (31) 件 ☐ 移転を行っている (13) 件 ☐ 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第4の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第5の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第26の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先7	社会福祉協議会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第30の項	
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)	
提供先8	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第33の項	
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)	
提供先9	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第39の項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)	

提供先10	市長村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第42の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先11	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第58の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第62の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先13	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第80の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第87の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先15	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第93の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先16	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第17の項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法による給付(同法15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先17	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第106の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけた都度)
提供先18	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第9の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけた都度)

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第12の項
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時(照会をうけた都度)
提供先20	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時(照会をうけた都度)

提供先21	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第22の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先22	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第27の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先23	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第43の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険法第56条第1項の規定にする他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先24	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第46の項
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先25	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第78の項
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先26	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第81の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

提供先27	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第88の項	
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)	
提供先28	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第95の項	
②提供先における用途	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)	

提供先29	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第97の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)
提供先30	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第109の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時(照会をうけたら都度)

移転先1	健康福祉局長寿社会部介護保険課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の63の項(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度
移転先2	健康福祉局長寿社会部医療年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の2の項(堺市老人医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の3の項(堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の4の項(堺市ひとり親家庭医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の5の項(堺市子ども医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の59の項(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の72の項(国民年金法(昭和34年法律第141号)による給付に係る申請、届出その他の行為に係る事実についての審査に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	・国民健康保険被保険者資格に関する情報 ・医療保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	堺市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度

移転先3	健康福祉局保健所感染症対策課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の33の項(予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。))の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度
移転先4	市民人権局 市民生活部 戸籍住民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号
②移転先における用途	住民票への記載
③移転する情報	国民健康保険の被保険者となった年月日、又は被保険者でなくなった年月日、被保険者の種別
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	堺市に住民登録のある国民健康保険被保険者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	週1回
移転先5	健康福祉局保健所保健医療課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の25の項(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度

移転先6	子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の28の項(児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度
移転先7	子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の31の項(児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度

移転先8	健康福祉局健康部精神保健課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の38の項(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度
移転先9	健康福祉局保健所感染症対策課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の66の項(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度
移転先10	健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の68の項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度

移転先11	健康福祉局生活福祉部生活援護管理課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の41の項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度
移転先12	健康福祉局長寿社会部長寿支援課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の51の項(老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度
移転先13	健康福祉局生活福祉部生活援護管理課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の62の項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者(既に資格等を喪失している者を含む)
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	必要になった都度

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		<堺市における保管場所> 1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定される「(1)サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。 ・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。 2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 ・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。											
	②保管期間 期間 [定められていない] その妥当性	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> ・納期限内に納付される一般的な特定個人情報については、地方税法18条により徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合に時効により消滅することから、5年で削除することとする。 ・しかしながら時効の中断により時効の完成が5年を経過することもあり得るため、そのような事案については、時効完成後に削除する。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		<堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行った上で、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得ている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

区分	共通		
項目	宛名異動事由コード	年金サブ氏名	
	宛名県名付加区分	年金公開区分	
	宛名行政区コード	年金本名サブ氏名区分	
	宛名自治会コード	筆頭者氏名漢字	
	宛名住所	紐付け登録区分	
	宛名住所変更フラグ	法人種別区分	
	宛名小学校区コード	法人代表者氏名漢字	
	宛名消除区分	本籍地住所	
	宛名増減事由コード	宛名後漢字地番数値	
	宛名地番編集コード	宛名前漢字地番数値	
	宛名中学校区コード	宛名地番	
	宛名町内会コード	宛名地番数値	
	宛名郵便番号	宛名部屋番号	
	異動届出日	現住所コード	
	異動日	現住所部屋番号	
	外国人本名	現住所方書カナ	
	記載順位	現住所方書漢字	
	虚偽サイン	転出先後漢字地番数値	
	共有者フラグ	編集済氏名カナ	
	共有者人数	編集済氏名漢字	
	元号フラグ	入力年月日	
	現居住地区コード	通知書番号	
	現住所	世帯主住民番号	
	現住所行政区コード	課コード	
	現住所市内外区分	発行管理番号	
	現住所自治会コード	口座番号	
	現住所小学校区コード	支店コード	
	現住所中学校区コード	宛名住民区分	
	現住所町内会コード	宛名方書	
	現住所郵便番号	外国人通称氏名	
	個人法人区分	各県異動事由	
	個人履歴番号	旧氏名	
	公費公開区分	検索用旧氏名	
	公費本名サブ氏名区分	検索用氏名	
	国籍コード	交付氏名	
	国保公開区分	公費サブ氏名	
	国保資格宛名履歴番号	口座名義人氏名	
	国保本名サブ氏名区分	更新年月日	
	混合世帯番号	国保サブ氏名	
	使用業務コード	本店名	
	市民税公開区分	名義人	
	氏名	受付ユーザID	
	氏名未登録外字区分	承認ユーザID	
	実定日	承認種別	
	住所未登録外字区分	承認年月日	
	住定日		
	住民区分		
	住民届出日		
	住民日		
	所得年紐付け登録区分		
	消除事由コード		
	消除届出日		
	消除日		
	親事業所コード		
	世帯主氏名カナ		
	世帯主氏名漢字		
	世帯番号		
	性別区分		
	生年月日不詳フラグ		
	増減異動日		
	続柄		
	転出先住所		
	転出先郵便番号		
	転入前住所		
	転入前住所郵便番号		
	登録資格区分		
	特徴指定番号		
	任意世帯番号		

区分	資格		
項目	区分変更事由	実負担区分	減額認定申請国保履歴番号
	区分変更年月日	所得把握用個人番号	減額認定申請最新フラグ
	実課税区分	国保異動区分	減額認定申請適用区分コード
	判定課税区分	国保異動事由	減額認定申請発効期日
	負担区分履歴番号	世帯主開始届出年月日	交付ユーザID
	介護2号適用除外国保備考欄	世帯主開始年月日	高齢者最新フラグ
	個人番号結合処理年月日	世帯主終了届出年月日	高齢者証有無フラグ
	特例開始事由区分	世帯主終了年月日	高齢者年齢到達年月日
	特例開始届出年月日	世帯主変更フラグ	高齢者発効期年月日
	特例開始年月日	退職切替中フラグ	高齢者判定連番
	特例施設区分	世帯開始年月日	子ども短期証フラグ
	特例終了事由区分	世帯終了年月日	証区分
	特例終了届出年月日	高校生以下人数	申請履歴番号
	特例終了年月日	証種別区分変更理由	設定有効年月日
	取得異動年月日	適用除外人数	特定疾病交付区分
	取得旧被扶養者区分	特別事情該当	特定疾病最新フラグ
	取得国保異動区分	発行済保険証種別区分	特定疾病自己負担限度額
	取得事由国保異動事由	発行済保険証発行年月日	特定疾病認定区分
	取得時効年月日	変更前保険証種別区分	特定疾病発効期日
	取得届出年月日	保険証種別区分変更年月日	発行年月日
	喪失異動年月日	有効期限	発行履歴国保メモ
	喪失旧被扶養者区分	滞納通知書状態区分	保険証回収事由区分
	喪失国保異動区分	滞納通知書備考	保険証回収方法区分
	喪失事由国保異動事由	通知書期限日	保険証形態区分
	喪失時効年月日	通知書種別区分	保険証最新フラグ
	喪失届出年月日	発送年月日	保険証返戻理由区分
	施設名称漢字	医療受給開始年月日	該当年月日
	準資格該当異動年月日	医療受給終了年月日	学遠区分名称
	準資格該当準資格区分	国保適用除外文章	給付開始年月日
	準資格該当届出年月日	適用除外理由	継続新規区分
	準資格施設区分	国保特別の事情文章	行政区
	準資格非該当異動年月日	申請内容文章	高校生以下の有無
	準資格非該当準資格区分	特事区分	高齢者国保履歴番号
	準資格非該当届出年月日	国保申請対象区分コード	高齢者有効年月日
	準資格非該当予定年月日	国保弁明書文章	市外市内区分
	抹消フラグ	取込連番	資格証区分
	一定以上所得区分コード	弁明書国保備考欄	資格喪失年月日
	一定以上分	国保年金種別コード	住所
	課税所得金額	国保年金名称コード	準資格区分
	基準収入額適用申請解除年月日	国保扶養事由区分	世帯主個人番号
	基準収入額適用申請判定結果	退職該当異動年月日	世帯主住所
	高齢者到達予定フラグ	退職該當時効年月日	世帯主住民区分
	高齢者老人該当人数	退職該当退職異動事由区分	世帯主世帯区分
	高齢者老人判定収入額	退職該当届出年月日	世帯主性別区分
	高齢者老人判定所得額	退職非該當時効年月日	世帯主性別名称
	国保再判定区分	退職非該当退職異動事由区分	世帯主生年月日
	市町村均等割額	退職非該当届出年月日	世帯主地番
	資料区分	年金取得年月日	世帯主電話番号
	住民税非課税該当コード	扶養開始年月日	世帯主表示住所
	所得データ区分	本人との続柄コード	世帯主方書
	所得データ取込年月日	本人の個人番号	世帯主郵便番号
	所得取込み区分	異動年月日	世帯有効年月日
	申請区分コード	届出年月日	世帯連番
	世帯内最高所得額	発効期年月日	性別名称
	世帯非課税区分コード	非該当年月日	前回負担割合
	前回世帯負担区分	非該当年月日給付用	前回負担割合但書
	端数切捨済市町村所得割額	離職年月日	前回負担区分
	低所得区分コード	離職理由区分	送付先氏名
	低所得用合計所得額	国保世帯最新フラグ	送付先住所
	途中変更適用年月日	国保有効フラグ	送付先地番
	途中変更負担区分	国保履歴番号	送付先表示住所
	判定事由コード	職権消除依頼日	送付先方書
	判定事由該当年月日	調査内容	送付先郵便番号
	判定収入額世帯合計額	不現住状態区分	送付先様方氏名漢字
	判定負担区分	マル長該当年月日	退職区分
	判定連番	マル長非該当年月日	退職但書
	被保険者数16歳未満	一般退職区分	退職被保険数
	被保険者数19歳未満	引受番号	退職非該当異動年月日
	老人区分	回収年月日	短期証種別区分

区分	課		
項目	医療分合計月期別調定額	勤労学生控除額	所得税株式上場課税額
	医療分退職月期別調定額	均等割パターン番号	所得税株式譲渡所得額
	介護分合計月期別調定額	均等割区分	所得税株式譲渡上場所得額
	介護分退職月期別調定額	均等割非課税フラグ	所得税株式譲渡上場損通所得額
	最終期数	経過措置フラグ	所得税株式譲渡損通所得額
	支援金分合計月期別調定額	決議年月日	所得税株式配当所得額
	支援金分退職月期別調定額	件数	所得税寄付金控除額
	収納反映月期数	控除超過額	所得税公募外貨配当所得額
	賦課年度	控除配該当コード	所得税公募他配当所得額
	介護個人区分コード	控除配控除額	所得税合計控除額
	介護個人番号	控除配扶養合計人数	所得税合計所得金額
	個人区分コード	更正理由区分	所得税災害減免額
	割増	国・旧所得税額	所得税山林課税額
	割増・その他市長割合	国税更正日	所得税山林損通所得額
	割増・収入無し人数	最高所得区分	所得税商品先物取引課税額
	均等割減免率	雑所得額	所得税商品先物取引損通所得額
	継続月数	山林課税額	所得税生命保険料控除額
	決定減免率	山林純損失額	所得税総合短期損通所得額
	減免開始年月	山林所得税額	所得税総合長期損通所得額
	減免割増率	山林損通所得額	所得税総所得課税額
	減免結果	山林特別控除額	所得税総所得金額
	減免月数	市町村65歳以上の特例控除額	所得税総所得金額等
	減免取消フラグ	市町村外国税額控除額	所得税総所得損通所得額
	減免種類	市町村外充当額	所得税損害保険料控除額
	減免終了年月	市町村株式所得割額	所得税退職課税額
	減免申請年月日	市町村株式上場所得割額	所得税退職損通所得額
	減免率上限値	市町村株式譲渡配当割控除額	所得税短期一般課税額
	個人現状経常所得金額	市町村均等割減免額	所得税短期一般損通所得額
	個人判定経常所得金額	市町村源泉退職所得割額	所得税短期軽減課税額
	所得割減免率	市町村控除不足額	所得税短期軽減損通所得額
	所得減少理由コード	市町村山林所得割額	所得税超短期課税額
	所得減少率	市町村算出所得割額	所得税超短期損通所得額
	所得減免率	市町村住宅借入金特別控除可能額	所得税長期一般課税額
	世帯現状経常所得金額	市町村所得割額	所得税長期一般損通所得額
	世帯判定経常所得金額	市町村所得割減免額	所得税長期軽減課税額
	損害の程度コード	市町村商品先物取引所得割額	所得税長期軽減損通所得額
	損害を受けた日	市町村税源移譲減額	所得税長期特定課税額
	当該事業に係る所得	市町村総所得所得割額	所得税長期特定損通所得額
	平等割減免率	市町村退職所得割額	所得税長期特別課税額
	離職者減免フラグ	市町村短期一般所得割額	所得税長期特別損通所得額
	その他特別控除額	市町村短期軽減所得割額	所得税定率控除額
	異動区分コード	市町村調整額	所得税土地等雑課税額
	一時所得特別控除額	市町村調整控除額	所得税土地等雑損通所得額
	寡婦該当コード	市町村超短期所得割額	所得税特別減税額
	寡婦控除額	市町村長期一般所得割額	所得税配偶者特別控除額
	課税非課税区分	市町村長期軽減所得割額	所得税配当控除額
	課税非課税内容	市町村長期特定所得割額	所得税配当所得額
	株式課税額	市町村長期特別所得割額	書式区分
	株式含む合計所得金額	市町村定率控除額	商品先物取引課税額
	株式所得税額	市町村定率控除後所得割額	商品先物取引所得税額
	株式上場課税額	市町村定率控除前所得割額	商品先物取引損通所得額
	株式上場所得税額	市町村土地等雑所得割額	障害者該当コード
	株式譲渡フラグ	市町村特別減税額	障害者控除額
	株式譲渡一般分所得額	市町村特別減税前所得割額	条約適用配当等所得額
	株式譲渡割控除額	市町村内充当額	条約適用利子等所得額
	株式譲渡純損失	市町村肉牛軽減所得割額	申告0円所得区分
	株式譲渡上場損通所得額	市町村配当控除額	政党等寄付金特別控除額
	株式譲渡新規公開分所得額	市町村民税額	生命保険料支払額
	株式譲渡損通所得額	市町村免税額	前雑損失額
	株式譲渡特別控除額	就職年月日	前純損失額
	寄付控除フラグ	住宅借入金特別控除可能額	前譲渡繰越損失額
	寄付控除額	住宅借入金特別控除額	前先物取引損失額
	給与収入額	住民税整理番号	前々雑損失額
	旧その他扶養	所得割非課税フラグ	前々純損失額
	旧減免前均等割	所得合計額	前々譲渡繰越損失額
	旧減免前所得割	所得税その他配当所得額	前々先物取引損失額
	旧特定扶養	所得税外国税額控除額	前々特定株式損失額
	勤続年数	所得税額	前々年変動所得額
	勤労学生該当コード	所得税株式課税額	前特定株式損失額

前年変動所得額	都道府県長期特定所得割額	無職無収入コード [*]
総合譲渡逆算フラグ [*]	都道府県長期特別所得割額	優先区分
総合譲渡特別設定フラグ [*]	都道府県定率控除額	履歴判定
総合退職所得控除額	都道府県定率控除後所得割額	老年者該当コード [*]
総合短期損通所得額	都道府県定率控除前所得割額	老年者控除額
総合短期特別控除額	都道府県土地等雑所得割額	老配老人扶養合計人数
総合長期損通所得額	都道府県特別減税額	医療引落額
総合長期特別控除額	都道府県特別減税前所得割額	医療退職引落額
総所得課税額	都道府県内充当額	介護引落額
総所得金額等	都道府県肉牛軽減所得割額	介護引落端数額
総所得所得税額	都道府県配当控除額	介護退職引落額
総所得損通所得額	都道府県民税額	介護退職引落端数額
損害保険料支払額	都道府県免税額	義務者名称
他の扶養主有無	土地等雑課税額	国保引落額
耐震改修特別控除額	土地等雑所得税額	国保引落端数額
退職課税額	土地等雑損通所得額	支援金引落額
退職支払額	当年雑損失額	支援金退職引落額
退職所得額	当年純損失額	徴収区分2分の1判定結果
退職所得控除額	当年譲渡繰越損失額	徴収区分資格判定結果
退職所得税額	当年先物取引損失額	徴収区分設定理由区分
退職損通所得額	当年特定株式損失額	徴収区分登録年月日
退職年月日	特定支出控除額	徴収区分備考
短期一般課税額	特定上場株式純損失	特徴依頼
短期一般所得税額	特例適用条文	特徴依頼結果
短期一般損通所得額	肉牛軽減課税額	特徴依頼年月日
短期軽減課税額	肉牛軽減所得税額	特徴開始期
短期軽減所得税額	入力区分	特徴開始月
短期軽減損通所得額	入力部署名	特徴申出区分
超短期課税額	年少扶養	特徴申出年月日
超短期所得税額	年税額	特徴停止フラグ [*]
超短期損通所得額	配偶者合計所得金額	特徴停止年月日
長期一般課税額	配当割控除額	特別徴収義務者コード [*]
長期一般所得税額	配当所得フラグ [*]	年金支給額
長期一般損通所得額	配当所得額	年金名称
長期軽減課税額	非課税所得額	判定時更正履歴番号
長期軽減所得税額	非課税配当所得額	年金特徴理由
長期軽減損通所得額	標準税率市町村65歳以上の特例控除額	強制修正解除日
長期特定課税額	標準税率市町村均等割	強制修正登録日
長期特定所得税額	標準税率市町村山林	強制修正理由
長期特定損通所得額	標準税率市町村算出所得割	更正事由
長期特別課税額	標準税率市町村所得割	更正年月日
長期特別所得税額	標準税率市町村所得割端数切捨	賦課区コード [*]
長期特別損通所得額	標準税率市町村税源移譲減額	特徴申出取消受付年月日
定率控除後所得税額	標準税率市町村総所得	特徴申出受付年月日
定率控除前所得税額	標準税率市町村退職	期別調定額
都道府県65歳以上の特例控除額	標準税率市町村調整額	期別特調定額
都道府県外国税額控除額	標準税率定率控除後市町村所得割額	退職期別調定額
都道府県外充当額	標準税率定率控除後都道府県所得割額	一般基準総所得金額
都道府県株式所得割額	標準税率定率控除前市町村所得割	一般期別調定額仮算定額
都道府県株式上場所得割額	標準税率定率控除前都道府県所得割	一般期別調定額差引額
都道府県株式譲渡配当割控除額	標準税率都道府県65歳以上の特例控除額	一般均等割額
都道府県均等割減免額	標準税率都道府県均等割	一般均等割人数
都道府県源泉退職所得割額	標準税率都道府県山林	一般軽減均等割額
都道府県控除不足額	標準税率都道府県算出所得割	一般軽減平等割額
都道府県山林所得割額	標準税率都道府県所得割	一般減免額
都道府県算出所得割額	標準税率都道府県所得割端数切捨	一般限度超過額
都道府県住宅借入金特別控除可能額	標準税率都道府県税源移譲減額	一般算出額
都道府県所得割額	標準税率都道府県総所得	一般算定額
都道府県所得割減免額	標準税率都道府県退職	一般資産割額
都道府県商品先物取引所得割額	標準税率都道府県調整額	一般資産割算定基礎額
都道府県税源移譲減額	扶養専従区分該当コード [*]	一般所得割額
都道府県総所得所得割額	扶養登録有無	一般所得割算定基礎額
都道府県退職所得割額	賦課資料区分コード [*]	一般切り捨て端数額
都道府県短期一般所得割額	分離配当課税額	一般単身平等割額
都道府県短期軽減所得割額	平均課税対象金額	一般年間保険料額
都道府県調整額	未公開株式譲渡課税額	一般分決定保険料額
都道府県調整控除額	未公開株式譲渡所得額	一般分増減調整額
都道府県超短期所得割額	未申告フラグ [*]	一般平等割額
都道府県長期一般所得割額	未申告区分	基準総所得金額
都道府県長期軽減所得割額	未成年該当コード [*]	期別調定額仮算定額

期別調定額差引額	退職者分決定保険料額	雑損控除額
均等割額	退職者分増減調整額	雑損失額
均等割人数	退職所得割額	山林所得額
軽減均等割額	退職所得割算定基礎額	市町村端数切捨所得割額
軽減平等割額	退職切り捨て端数額	失業ただし書き用給与所得額
減免額	退職単身平等割額	失業ただし書き用総所得金額
限度超過額	退職年間保険料額	失業基準総所得金額
個人減免額	退職平等割額	失業給与所得額
個人減免均等割額	退避算定基礎額	失業軽減判定用総所得金額
個人減免前決定料額	退避失業者算定基礎額	失業所得割算定基礎額
個人減免前退職決定料額	退避失業者退職算定基礎額	失業総所得金額
個人減免退職均等割額	退避退職算定基礎額	社会保険料控除額
個人減免退職平等割額	単身平等割額	主たる給与支払額
個人減免平等割額	特徴一般	住民税異動区分コード
個人退職減免額	特徴合計	住民税申告区分
更正決定通知書対象フラグ	特徴退職	住民税未申告該当コード
合計決定保険料額	年間保険料額	従たる給与支払額
合計分増減調整額	普徴一般	純損失額
算出額	普徴合計	所得合計控除額
算定額	普徴退職	所得把握区分コード
資産割額	平等割額	商品先物取引所得額
資産割算定基礎額	その他雑所得額	小規模共済控除額
失業者一般限度超過額	その他事業所得額	障害者区分
失業者一般算出額	その他所得額	障害者手帳該当非該当フラグ
失業者一般算定額	その他配当所得額	譲渡繰越損失額
失業者一般所得割額	ただし書き用給与支払額	譲渡所得額
失業者一般所得割算定基礎額	ただし書き用給与所得額	譲渡所得条文ID
失業者一般切り捨て端数額	ただし書き用総所得金額	寝たきり65歳以上該当非該当フラグ
失業者一般年間保険料	医療費控除額	推定所得額
失業者一般分決定保険料額	一時差引額	生命保険料控除額
失業者一般分増減調整額	一時所得額	青色専従該当人数
失業者該当非該当フラグ	営業所得額	先物取引損失額
失業者軽減区分	寡婦区分	専従者控除額
失業者限度超過額	稼得区分コード	総合一時所得額
失業者合計決定保険料額	株式譲渡所得額	総合譲渡短期差引額
失業者合計分増減調整額	株式譲渡上場所得額	総合譲渡短期所得額
失業者算出額	株式配当所得額	総合譲渡長期差引額
失業者算定額	株式配当損失額	総合譲渡長期所得額
失業者所得割額	寄附金控除額	総合譲渡分特別控除額
失業者所得割算定基礎額	給与額	総合退職所得額
失業者切り捨て端数額	給与支払額	総所得金額
失業者退職限度超過額	給与支払額内数専従者給与額	損害保険料控除額
失業者退職算出額	給与所得額	短期一般差引額
失業者退職算定額	給与特別控除額	短期一般所得額
失業者退職者分決定保険料額	居住用特定譲渡所得額	短期一般特別控除額
失業者退職者分増減調整額	居住用特定損失額	短期軽減差引額
失業者退職所得割額	共有分税額	短期軽減所得額
失業者退職所得割算定基礎額	勤労学生区分	短期軽減特別控除額
失業者退職切り捨て端数額	繰り越し損失額	短期特別控除額
失業者退職年間保険料	繰越損失額	知的障害者該当該当非該当フラグ
失業者年間保険料	繰越損失軽減純損失額	超短期所得額
所得割額	繰越損失軽減譲渡損失額	長期一般差引額
所得割算定基礎額	経常所得金額	長期一般所得額
世帯増減一部増減額	減額判定用年金雑所得額	長期一般特別控除額
世帯増減月割減額	個人減免区分コード	長期軽減課差引額
世帯増減減額月数	個人年金保険料支払額	長期軽減課所得額
切り捨て端数額	個人分税額	長期軽減特別控除額
退職基準総所得金額	固定税額	長期損害保険料支払額
退職期別調定額仮算定額	公的年金支払額	長期特定差引額
退職期別調定額差引額	公的年金所得額	長期特定所得額
退職均等割額	公的年金等控除額	長期特定特別控除額
退職均等割人数	公的年金等所得控除額	長期特別控除額
退職軽減均等割額	公募外賃配当所得額	長期特別差引額
退職軽減平等割額	公募他配当所得額	長期特別所得額
退職減免額	控対配区分	長期特別特別控除額
退職限度超過額	合計控除額	都道府県均等割額
退職算出額	合計所得金額	都道府県端数切捨所得割額
退職算定額	国保用基準総所得金額	土地等雑所得額
退職資産割額	国保用軽減判定用総所得金額	特徴該当非該当フラグ
退職資産割算定基礎額	国保用所得割算定基礎額	特定株式損失額

特別控除額	支援金均等割減免額	
肉用牛売却価格	支援金減免額	
肉用牛免税対象外所得額	支援金減免率	
肉用牛免税対象所得額	支援金所得割減免額	
入力優先 ^{チェックフラグ}	支援金退職減免額	
年金雑所得額	支援金退職減免率	
農業所得額	支援金平等割減免額	
配偶者区分	条例減免額	
配偶者特別控除額	条例減免額一般	
配専区分	条例減免額退職	
配特有無区分 ^{フラグ}	退職分負担調整額	
白色専従該当人数	単身世帯軽減区分	
被扶養登録区分	端数処理 ^{コード}	
不動産所得額	徴収区分	
扶養一般該当人数	特例区分 ^{コード}	
扶養同居特障該当人数	負担調整額	
扶養同居老人該当人数	賦課期日	
扶養特障該当人数	賦課期日該当人数	
扶養特定該当人数	賦課期日世帯区分	
扶養年少該当人数	賦課期日世帯主個人番号	
扶養普障該当人数	本徴収通知書番号	
扶養老人該当人数	未申告該当非該当 ^{フラグ}	
分離配当所得額	介護区分	
変動所得額	介護個人減免退職被保数	
本専区分	介護個人減免被保数	
未成年区分	介護退職区分	
免税所得額	介護退職被保数	
利子所得額	介護被保数	
臨時所得額	旧国保被保数	
老人70歳以上該当非該当 ^{フラグ}	旧被扶養者数	
老年者区分	軽減区分失業前	
介護資格有無 ^{フラグ}	個人減免退職被保数	
旧国保被保険者 ^{フラグ}	個人減免被保数	
旧被扶養者 ^{フラグ}	賦課期日旧国保被保数	
国保退職有無 ^{フラグ}	賦課期日合計激変失業後	
資格有無 ^{フラグ0}	賦課期日合計所得額	
医療均等割減免額	賦課期日合計所得額激変	
医療減免額	賦課期日所得合計失業後	
医療減免率	賦課期日被保数	
医療所得割減免額	賦課期日未申告該当非該当 ^{フラグ}	
医療退職減免額	老人世帯該当非該当 ^{フラグ}	
医療退職減免率	課税異動事由	
医療平等割減免額		
仮算本算区分		
仮徴収通知書番号		
介護均等割減免額		
介護減免額		
介護減免率		
介護所得割減免額		
介護退職減免額		
介護退職減免率		
介護平等割減免額		
計算区分		
軽減2割申請年月日		
軽減2割訂正年月日		
軽減2割有効区分		
軽減区分		
軽減申告区分		
軽減申告訂正年月日		
軽減申告入力年月日		
軽減判定合計所得額		
激変軽減区分		
激変軽減判定合計所得額		
減免額訂正年月日		
減免額入力年月日		
個人減免種別 ^{コード}		
個人減免判定用資産額		
個人減免判定用所得額		
更正期数		
国保退職区分 ^{コード}		

区分	項目	収納
	確認方法コード	初回発行年月日
	見込額	振込年月日
	作成日	預金種別
	特徴額	還付納付元整理番号
	発行年度	証明書用還付額
	普徴額	還付発生履歴番号
	領収日	更新区分コード
	コール対象額	異動事由コード
	最終入金日	移行フラグ
	最終入金年度月	延滞金調定額
	主区分	過誤納発生元状態コード
	除外コード	過誤納番号
	除外区分	過誤納番号枝番
	除外年月日	会計区分コード
	世帯主氏名	確認日
	送付枚数	勧奨通知発送年月日
	電話番号区分	還付決議起案年月日
	督促催告区分	還付決議年月日
	入金額	還付原因区分コード
	複数入金有無	還付済延滞金収納額
	訪問履歴有無	還付済還付加算金
	コンビニエータ区分	還付済督促料収納額
	コンビニ収納取扱期限	還付済年月日
	取込年月日	還付済納付額
	受付店コード	還付済報奨金
	納付書管理番号	還付支払受付区コード
	領収時間	還付先区分コード
	領収年月日	還付先個人番号
	延滞金減免率	還付台帳番号枝番
	仮登録フラグ	還付発生延滞金収納額
	解除年月日	還付発生督促料収納額
	起案年月日	還付発生年月日
	財産種別コード	還付発生納付額
	処分解除事由コード	繰越還付未済延滞金収納額
	整理番号	繰越還付未済還付加算金
	設定年月日	繰越還付未済督促料収納額
	滞納処分決議年月日	繰越還付未済納付額
	滞納処分事由コード	繰越時還付済延滞金収納額
	滞納処分整理番号	繰越時還付済督促料収納額
	滞納処分登録番号	繰越時還付済納付額
	滞納処分分類コード	繰越時還付分還付加算金
	確定延滞金	繰越時充当済延滞金収納額
	期別コード	繰越時充当済督促料収納額
	義務者個人番号	繰越時充当済納付額
	処分解除フラグ	繰越時充当分還付加算金
	処分税額	繰越年月日
	滞納処分明細番号	更正請求年月日
	納期限	国税更正年月日
	保険料	再発行年月日
	延滞金起算日数	歳償区分コード
	延滞金起算年月日	支払決議年月日
	確定延滞金履歴番号	支払予定年月日
	確定延滞金履歴備考	時効年月日
	最新履歴フラグ	充当済延滞金収納額
	事業年度開始年月日	充当済還付加算金
	事業年度終了年月日	充当済督促料収納額
	申告区分コード	充当済年月日
	調定事由コード	充当済納付額
	調定年月日	初回通知発行年月日
	還付支払取消区分コード	証明書用口座区分コード
	還付先その他	証明書用税目コード
	支払年月日	証明書用年金コード
	過誤納金発生事由コード	証明書用領収年月日
	還付処理状態コード	正当調定額
	還付処理番号	通知発生決裁発行年月日
	還付台帳番号	通知発送決裁発行年月日
	還付通知済区分コード	特徴還付台帳番号
	金融機関コード	特徴還付台帳番号枝番
	口座名義人氏名漢字	督促料調定額
	財務取込確認フラグ	発生還付加算金
		発生還付台帳番号
		発生還付台帳番号枝番
		発生期別コード
		発生個人番号
		発生事業年度開始年月日
		発生事業年度終了年月日
		発生時延滞金収納額
		発生時収納額
		発生時収納年月日
		発生時督促料収納額
		発生時報奨金
		発生時領収年月日
		発生時累計延滞金
		発生時累計収納額
		発生時累計督促料
		発生申告区分コード
		発生税目コード
		発生対象年度
		発生通知書番号
		発生表示用期月
		発生賦課年度
		発生連番
		表示用期月
		払込区分コード
		保留解除年月日
		法定納期限
		未請求通知発生決裁発行年月日
		未請求返戻カウンタ
		予算会計区分コード
		予算款コード
		予算項コード
		予算節コード
		予算目コード
		連動済フラグ
		発送回数
		還付公示取消年月日
		還付公示設定年月日
		還付返戻取消年月日
		還付返戻設定年月日
		公示開始年月日
		公示決議年月日
		公示最終年月日
		返戻公示履歴番号
		返戻理由コード
		会計年度
		繰越処理判定
		コール対応コード
		期限年月日
		機能区分コード
		経過コード
		経過記録番号
		交渉区分コード
		交渉時刻
		交渉終了時刻
		交渉相手コード
		交渉年月日
		公示開始日
		公示終了日
		処分個人番号
		処分履歴番号
		照会元
		照会書発行区
		送付日
		対応方法コード
		滞納所管区分コード
		滞納承継コード
		滞納状態区分コード
		担当者
		帳票名コード
		特記台帳コード

分納台帳コード	更正後延滞金調定額	前々月社会保険料額
編集区分	更正後期別調定額	退職金源泉徴収住民税額
返戻日	更正後繰越調定額	退職金源泉徴収所得税額
訪問結果コード	更正後督促料調定額	退職金支給総額
予定実績区分	更正前延滞金調定額	退職金支給年月日
連絡先コード	更正前期別調定額	退職金社会保険料額
連絡方法コード	更正前繰越調定額	当月
収納年月日	更正前調定額	当月源泉徴収住民税額
振替済フラグ	更正前督促料調定額	当月源泉徴収所得税額
延滞金収納額	更正調定額	当月支給総額
還付充当フラグ	更正通知年月日	当月社会保険料額
還付発生報奨金	更正届出年月日	当日区分
口座区分	更正内容	年金種類内容
作成順SEQ番号	車検区分コード	年金番号名称
充当回数	重加算対象税額	毎月区分
充当元会計区分コード	申告年月日	毎週区分
充当元期別コード	調定額異動額	曜日
充当元個人番号	督促料調定額異動額	仮差押有無フラグ
充当元事業年度開始年月日	法定納期限等	仮登記受付日
充当元事業年度終了年月日	債務承認解除事由コード	仮登記受付番号
充当元申告区分コード	債務承認解除年月日	仮登記有無フラグ
充当元申告年月日	債務承認完了年月日	共同担保目録記号及び番号
充当元税目コード	債務承認受付年月日	権利区分コード
充当元対象年度	債務承認終了年月日	権利者氏名漢字
充当元通知書番号	債務承認年月日	権利者住所
充当元賦課年度	債務承認明細額	権利者郵便番号
充当元連番	債務承認明細番号	権利内容
消込済フラグ	収入額	原因年月日
退職分納付額	家屋番号	原因名称
帳票区分コード	構造名称	執行機関名漢字
督促料収納額	債務者氏名漢字	受付年月日
振替停止フラグ	財産名義人氏名漢字	受付番号
振替停止年月	財産面積	順位番号名称
停止理由	所在住所	所有区分
変更後振替結果コード	所在地番	登記目的
変更前振替結果コード	地目種類	業務内容
一連番号	調査年月日	現在高金額
顧客番号	抹消年月日	現在高月
口振不能回数	履行期限年月日	債務種類
口振不能金額	その他種類コード	債務種類区分
消込区分コード	財産詳細	債務内容
消込処理区分	財産名称	担保有無フラグ
振替区分	取戻年月日	反対債務金額
振替結果コード	分担金現在額	反対債務内容
振替年月	分担金交付先名称	反対債務有無フラグ
振替年月日	分担金有無フラグ	型式
束番号	免許番号	原動機型式
納税計画明細番号	隔月区分	使用の本拠の位置
納税計画枠番号	給料等支給区分	使用者氏名漢字
延滞金	差押可能額	使用者住所
義務者氏名漢字	在職有無フラグ	自動車区分コード
月数	支給日その他	自動車登録番号
車検区分	支給方法	車体の形状
調定額	次回源泉徴収住民税額	車体の色
督促手数料	次回源泉徴収所得税額	車台番号
納管人区分	次回支給総額	車名
納管人個人番号	次回社会保険料額	初年度登録年月
納組コード	賞与源泉徴収住民税額	所有者氏名
納付額	賞与源泉徴収所得税額	所有者住所
標識番号	賞与支給総額	総排気量数値
保険料区分	賞与支給年月日	走行距離
報奨金	賞与社会保険料額	有効期間満了日
口座送達簿事由コード	職名職務	一棟建物構造
登録年月日	生計を一にする親族	一棟建物床面積編集
更正履歴番号	前月源泉徴収住民税額	一棟建物番号
延滞金調定額異動額	前月源泉徴収所得税額	回答年月日
延長月数	前月支給総額	現在年月日
期割区分	前月社会保険料額	高額資産有無フラグ
繰越調定額異動額	前々月源泉徴収住民税額	財産文書番号
減免コード	前々月源泉徴収所得税額	種類
更正回数	前々月支給総額	床面積編集

照会年月日	預貯金種類	軽減有無年度開始
占有建物番号	預貯金種類コード	軽減有無年度終了
滞納者持分	時効完成算出基準日区分	減免年度フラグ
地積名称	確定延滞金区分	減免有無年度開始
調査先住所	起算日	減免有無年度終了
調査先名称	債務承認整理番号	債権移管日
登記年月日	再計算必要フラグ	債務承認満了開始月
届出氏名	時効完成日算出パターン区分	債務承認満了開始年
届出住所	時効取消区分	債務承認満了終了月
不動産番号	時効処理日	債務承認満了終了年
物件種類コード	時効情報登録コード	最終納付日
物件所在地	時効中断コード	最終本店照会日
物件所在地番	時効中断解除日	最新納付日開始
物件番号	時効中断業務コード	最新納付日終了
構造名	時効中断日	最新訪問リスト出力日
財産番号明細	時効停止開始日	収入額 年度
所在住所地番	時効停止終了日	充当額 相当年度
地目名称	時効停止日数	充当額 年度
不動産明細区分	収納回数	証有効期限フラグ
敷地権割合	登録区分	証有効期限日
敷地権種類	納税計画整理番号	条件区分
符号編集	延滞金計算対象外フラグ	条件種別
解約返戻金	延滞金時効完成予定日	条件名称
掛金支払額	延滞金時効中断年月日	新規加入日開始
掛金支払手段コード	延滞金納付書発送年月日	新規加入日終了
掛金支払年月日	延滞催告発行年月日	世帯員給付開始日
掛金支払方法	延滞催告発送年月日	世帯員取得異動日
金融機関名	延滞催告返戻設定年月日	世帯員取得届出日
契約者への貸付金	還付回数	世帯員生年月日
契約年月日	繰越時収納額	世帯員喪失異動日
契約有無フラグ	繰越時調定額	世帯員喪失届出日
現在日での差押可能額	繰越調定額	世帯主給付開始日
死亡時保険金額	繰上後納付期限	世帯主取得異動日
死亡時保険金受取人	繰上前納付期限	世帯主取得届出日
失効年月日	催告書発行年月日	世帯主所得開始
即時取立可能金額	催告書発送年月日	世帯主所得終了
被保険者名称	催告書返戻設定年月日	世帯主所得年度
保険会社コード	最終催告書公示年月日	世帯主喪失異動日
保険期間編集	最終催告書発送年月日	世帯主喪失届出日
保険契約者	最終催告書返戻設定年月日	世帯所得開始
保険種類	時効完成予定日	世帯所得終了
保険料立替金	時効中断年月日	世帯所得年度
満期時保険金額	執行停止期間満了年月日	世帯人数開始
満期時保険金受取人	車両登録キー	世帯人数終了
満期年月日	随期フラグ	全年度 過誤納額開始
利益配当金	調定年度	全年度 過誤納額終了
その他資産情報内容	督促公示年月日	全年度 還付額開始
その他資産情報有無フラグ	督促発行年月日	全年度 還付額終了
最終取引年月日	督促発送年月日	全年度 収入額開始
残高金額	督促返戻設定年月日	全年度 収入額終了
支店名	納期変更フラグ	全年度 充当額開始
取引内容	納税計画状態コード	全年度 充当額終了
取引明細回答年月日	納税計画対象額	滞納額 時効完成予定年月
取引明細期間始	表示用税目コード	滞納額 執行停止中フラグ
取引明細期間終	不納欠損カウンタ	滞納額 滞納額開始
取引明細現在年月日	不納欠損額	滞納額 滞納額終了
取引明細照会年月日	収納履歴番号	滞納額 賦課年度開始
取引明細文書番号	受付区コード	滞納額 賦課年度終了
出資金金額	過誤納額	滞納期別数 期別数
出資金口数	還付額	滞納期別数 時効完成予定年月
出資金有無フラグ	時効保険料	滞納期別数 執行停止中フラグ
出資証券番号	収納額	滞納期別数 賦課年度開始
貸付金等金額	滞納額	滞納期別数 賦課年度終了
貸付金等形式	未納額	滞納処分開始日
貸付金等形式コード	コール納付日開始	滞納処分有無フラグ
貸付金等担保区分	コール納付約束日終了	帳票出力先フラグ
貸付金等内容	過誤納額 相当年度	帳票名称
貸付金等有無フラグ	過誤納額 年度	徴収猶予満了開始月
届出氏名	還付額 相当年度	徴収猶予満了開始年
編集口座番号	還付額 年度	徴収猶予満了終了月
預金有無フラグ	軽減有無フラグ	徴収猶予満了終了年

登録ID	参加差押書送達年月日	破産事件財産区分
登録ユーザID	残余金額	保険料充当額
督促 納期限日開始	残余金返却年月日	開始年月日
督促 納期限日終了	事件番号	終了年月日
督促発送年度開始	執行機関所在地	執行停止事由詳細
督促発送年度終了	執行機関名	執行停止取消事由詳細
年間保険料額開始	執行機関郵便番号	執行停止整理番号
年間保険料額終了	取立年月日	執行停止調査年月日
年間保険料相当年度	充当仮登録区分	取消受付区
年度 過誤納額開始	充当時延滞金基準年月日	取消所管区
年度 過誤納額終了	充当年月日	即時欠損区分
年度 還付額開始	充当予定額	停止欠損決議年月日
年度 還付額終了	処分時延滞金基準年月日	停止欠損事由コード
年度 収入額開始	処分時通知書番号	停止欠損取消事由コード
年度 収入額終了	処分番号	停止欠損整理番号
年度 充当額開始	処分有効受付区	停止欠損取消フラグ
年度 充当額終了	処分有効所管区	停止欠損明細番号
納付日開始	証券番号	停止時延滞金額
納付日終了	先行機関差押年月日	停止時保険料額
分納滿了開始月	滞調交付要求フラグ	納管人優先個人番号
分納滿了開始年	滞納者住所	催告停止取消コード
分納滿了終了月	滞納者名	催告停止取消年月日
分納滿了終了年	滞納処分解除事由コード	催告停止設定コード
返還発送日開始	代金納付年月日	催告停止設定年月日
返還発送日終了	徴収猶予オンライン解除フラグ	督促公示取消コード
弁明発送日開始	徴収猶予債務承認フラグ	督促公示取消年月日
弁明発送日終了	登記完了年月日	督促公示設定コード
保険 財産	登録受付区	督促公示設定年月日
保険回答日	登録所管区	督促停止取消コード
保険料額開始	破産管財人所在地	督促停止取消年月日
保険料額終了	破産管財人名	督促停止設定コード
保険料控除額開始	破産管財人郵便番号	督促停止設定年月日
保険料控除額終了	破産手続開始年月日	督促電話停止取消コード
保険料控除相当年度	配当金額	督促電話停止取消年月日
保険料相当年度	配当交付年月日	督促電話停止設定コード
未納額 期 時効完成予定年月	配当年月日	督促電話停止設定年月日
未納額 期 執行停止中フラグ	配当配布年月日	督促返戻取消コード
未納額 期 納期限開始	変更内容	督促返戻取消年月日
未納額 期 納期限終了	変更年月日	督促返戻設定コード
未納額 期 未納額開始	変更納期限	取消コード
未納額 期 未納額終了	返金方法	取消年月日
未納額 時効完成予定年月	包括禁止命令年月日	納期限変更履歴番号
未納額 執行停止中フラグ	法務局住所	変更前納期限
未納額 賦課年度開始	法務局名	延滞金計算フラグ
未納額 賦課年度終了	法務局郵便番号	延滞金計算基準年月日
未納額 未納額開始	猶予開始年月日	債務承認額
未納額 未納額終了	猶予事由コード	最終終了フラグ
預貯金 財産	猶予終了年月日	誓約金額
預貯金回答日	履行期限	督促料計算フラグ
預保 財産	履行期限繰上事由コード	納税完了年月日
預保 保険回答日	解除フラグ	納税計画開始年月日
預保 預貯金回答日	財産番号	納税計画決議年月日
宛先名	処分フラグ	納税計画終了年月日
解除通知書発行年月日	処分公示取消前送達年月日	納税取消事由コード
換価額	処分公示取消年月日	納税取消登録元
関連差押整理番号	処分公示設定年月日	納税取消年月日
競売続行決定年月日	処分帳票発行年月日	納付回数
競売対象	処分返戻取消年月日	納付間隔
減免開始年月日	処分返戻設定年月日	納付書発行最終年月日
減免終了年月日	延滞金充当額	納付誓約年月日
交付要求種別コード	充当時延滞金額	納付方法コード
交付要求書送達年月日	充当時保険料額	分納計画計算方法内容
更新受付区	充当時劣後延滞金再掲額	分納事由コード
更新所管区	処分時延滞金額	約束手形種別コード
差押繰上年月日	処分時保険料額	納税計画債務承認明細番号
差押兼交付要求フラグ	処分時法定納期限等	分納債務承認明細額
差押書送達年月日	処分時劣後延滞金再掲額	納税計画判定結果区分
差押通知書送達年月日	申立時延滞金額	納税抜取事由コード
差押年月日	申立時保険料額	納付実績回数
債務者住所	申立時劣後延滞金再掲額	納付連番
債務者名	端数額	分納判定時結果区分

分納判定年月日	発送氏名	
実延滞金	発送住所	
納税計画明細有効フラグ	出力年月日	
納税計画枠明細番号	訪問徴収リスト区分コード	
分納延滞金	記号番号	
分納延滞金収納額	繰越未納金額	
分納取消フラグ	合計未納金額	
分納収納額	債権移管状態フラグ	
分納収納年月日	最終照会年月日	
分納誓約年月日	処分中コード	
分納税額	所管区コード	
分納督促料	承認中フラグ	
分納督促料収納額	照会者氏名漢字	
分納領収年月日	全喪事由コード	
出力回数	抽出元コード	
納税計画枠有効フラグ	抽出年月日	
分納額	当年度未納金額	
枠開始年月	分納中フラグ	
国保仮算本算フラグ	納付内容	
税額		
納通公示取消コード		
納通公示取消年月日		
納通公示設定コード		
納通公示設定年月日		
納通再発送年月日		
納通発送年月日		
納通返戻公示履歴番号		
納通返戻取消コード		
納通返戻取消年月日		
納通返戻設定コード		
納通返戻設定年月日		
出力区分		
年金コード		
コンビニバーコード情報		
コンビニ対応フラグ		
延滞金調定額合計		
確認番号		
期別調定額合計		
指定納付期限		
支払期日		
収納処理区分コード		
前納報奨金合計		
送信済フラグ		
督促料調定額合計		
納付額合計		
納付書取扱期限		
納付書納付区分		
発行取消フラグ		
表示用期別区分		
表示用対象年度区分		
表示用賦課年度区分		
証明額		
対象年		
特徴課税還付額		
特徴課税収納額		
特徴非課税還付額		
特徴非課税収納額		
普徴還付額		
普徴収納額		
還付税目コード		
還付賦課年度		
期別収納額		
支払金融機関コード		
支払支店コード		
充当元領収年月日		
前納報奨金		
納税計画個人番号		
納付表示区分コード		
権利者フラグ		
送付先確認フラグ		
発行番号		

区分	給付		
項目	税目コード	加入歴保険者名	勸奨用高齢世帯高額
	てんかん指導フラグ	介護証記載保険者番号	勸奨用高齢世帯合算対象額
	悪性腫瘍治療フラグ	介護被保険者開始年月日	勸奨用高齢世帯償還額
	過誤調整フラグ	介護被保険者終了年月日	勸奨用高齢世帯貸付額
	過誤保留フラグ	介護被保険者番号	勸奨用合計一部負担額
	管理療養費訪看フラグ	介護保険者氏名	勸奨用支払確定額
	基本療養費訪看フラグ	銀行コード	勸奨用実患者負担額
	給付簿冊番号	決定年月	勸奨用世帯限度額
	給付簿冊連番	後期広域連合名称漢字	勸奨用世帯高額
	公費食事基準額	後期被保険者開始年月日	勸奨用世帯合算対象額
	公費食事实日数	後期被保険者終了年月日	勸奨用世帯償還額
	公費食事標準負担額	後期被保険者番号	勸奨用世帯貸付額
	再審査フラグ	後期保険者番号	勸奨用世帯負担区分
	再審査結果区分	口座管理番号	勸奨用総医療費
	再審査年月日	口座履歴番号	勸奨用多数該当フラグ
	再審査理由コード	国保資格区分	勸奨用貸付額
	在宅指導フラグ	国保世帯番号	勸奨用年間該当回数
	算定公費患者負担額	国保被保険者開始年月日	勸奨用保険者負担額
	算定公費公費負担額	国保被保険者終了年月日	勸奨用明細書件数
	算定公費高額現物給付額	国保被保険者証記号	勸奨用薬剤一部負担額
	算定公費指定公費負担額	国保保険者氏名	決定通知宛先設定
	算定公費食事患者負担額	国保保険者番号	高額明細件数
	算定公費食事公費負担額	支給申請区分	支払請求先区分
	算定公費食事保険者負担額	支給申請形態区分	支払履歴番号
	算定公費保険者負担額	支払方法区分	時効完成日
	歯科補綴ChBフラグ	自己負担額交付申請有無フラグ	状態
	歯科補綴GoAフラグ	取下半年月日	世帯負担区分
	歯科補綴PTGフラグ	処理方法区分	世帯未申告区分
	歯周疾患継続フラグ	振込先口座管理番号	多数該当フラグ
	初診料の算定有無フラグ	申請者氏名	追加払い区分
	小児治療フラグ	申請者住所	登録処理年月日
	寝たきり老人在総診フラグ	申請者電話番号	年間該当回数
	寝たきり老人訪問フラグ	申請者郵便番号	不支給理由コード
	退院時指導フラグ	申請受付区分	明細書件数
	調剤レセプト管理番号	申請対象年度	勸奨用計算用実患者負担額
	調剤技術フラグ	送信可能フラグ	公費一部負担額
	転記有無フラグ	送信日時	公費決定総医療費
	特定疾患査定フラグ	提出保険者番号	公費限度額
	特定疾患療養フラグ	被保険者氏名	公費実日数
	特定薬剤治療フラグ	被保険者資格喪失事由	公費受給者番号
	難病外来指導フラグ	被保険者資格喪失年月日	公費請求総医療費
	乳幼児加算区分	保険者加入歴情報備考	公費薬剤一部負担額
	入院基本料初期加算	預金種別区分	高額計算実施済フラグ
	入院計画加算フラグ	現物給付フラグ	高額支給対象フラグ
	皮膚科特定疾患フラグ	高額該当フラグ	算定区分
	負担区分	高齢外来償還フラグ	算定公費指定公費負担額元レセ
	補綴時診断フラグ	高齢個人償還フラグ	疾病コード
	訪問リハ医科フラグ	高齢世帯償還フラグ	簿冊番号
	訪問栄養医科フラグ	支払済フラグ	公費公費負担者番号
	訪問歯科衛生フラグ	若人個人償還フラグ	特記事項コード
	訪問薬剤医科フラグ	世帯償還フラグ	支給額枝番
	訪問薬剤歯科フラグ	高額計算完了フラグ	世帯支給額合計
	訪問薬剤調剤フラグ	課税区分	世帯支給総合計額
	薬剤管理指導フラグ	勸奨用課税区分	世帯負担額合計
	療養費種類	勸奨用限度額	世帯負担額総合計額
	老人訪問口腔フラグ	勸奨用個人合算限度額	発行済フラグ
	老人慢性フラグ	勸奨用個人合算高額	連絡票整理番号
	老人慢性査定フラグ	勸奨用個人合算償還額	按分後支給額
	国保個人最新フラグ	勸奨用個人合算対象額	一部負担金世帯合算額
	取消却下状態	勸奨用個人合算貸付額	介護低所得者再計算実施有無
	受付日	勸奨用公費患者負担額	合算算定基準額
	承認開始年月日	勸奨用公費負担額	支給額計算結果漢字住所
	承認期間開始年月日	勸奨用高額現物給付額	支給額計算結果郵便番号
	承認期間終了年月日	勸奨用高額明細件数	支給額計算結果連絡先
	最大管理番号	勸奨用高額療養費	世帯支給総額
	処理区分コード	勸奨用高齢外来限度額	世帯負担総額
	負担割合	勸奨用高齢外来高額	精算対象者
	一時差止充当区分	勸奨用高齢外来償還額	対象年度
	加入歴加入開始年月日	勸奨用高齢外来貸付額	通知年月日
	加入歴加入終了年月日	勸奨用高齢世帯限度額	連絡票発行者漢字住所

連絡票発行者名	問合せ先郵便番号	国保喪失届出日和暦
連絡票発行者郵便番号	翌年高額支給額	国保喪失年月日和暦
高額未払い種別	翌年自己負担額	施設入所区分
支給額	翌年摘要	資格証明区分
支給額按分率	実施年月日	自家診療医療機関コード
対象者氏名カナ	処理年月日	社会保障カード番号
対象者氏名漢字	差額の種類	住居地保険者番号
負担金額	食事生活差額	新個人番号
給付実績作成区分コード	食事生活負担額	新世帯番号
給付種類	交付年月日	新被保険者証記号
決定年月日	再交付年月日	新被保険者証番号
支給区分コード	取消区分コード	新保険者番号
支払額	受診医療機関コード	新保険者変更日
支払管理履歴番号	受診区分コード	世帯主区分
自己負担総額	受診券有効期限	退職該当事由
充当額	受診実績日	退職該当届出日和暦
増減調整額	受診予定日	退職該当年月日和暦
帳票関連付け番号	乳房検査区分	退職続柄区分
通知書発行者住所漢字	非該当理由	退職非該当事由
通知書発行者名漢字	返信日	退職非該当届出日和暦
通知書発行者郵便番号	未納年度	退職非該当年月日和暦
不支給理由	死亡者個人番号	第三者区分
不服の申し立て先名称	死亡者氏名漢字	長期区分
預金種別区分コード短名称	死亡年月日	通称名区分
宛先氏名漢字	死亡年月日不明	適用除外日和暦
宛先住所	葬祭年月日	投入異動データ単位
宛先郵便番号	不明区分	投入番号
異動区分	確認年月日	当月異動区分
計算開始年月日	受給者番号	当初保険者番号
計算結果送付先漢字住所	照会区分	被扶養者特例該当年月日和暦
計算結果送付先電話番号	喪失事由	被扶養者特例設定処理年月和暦
計算結果送付先名称	喪失年月日	表示旧保険証番号
計算結果送付先郵便番号	送付年月日	表示保険者番号
計算終了年月日	認定区分	表示保険証番号
国保被保険者個人番号	廃止事由	変更事由
国保被保険者証番号	廃止年月日	変更届出日和暦
支給申請書整理番号	連絡票日付	変更年月日和暦
支払開始時間	介護保険者住所	保険証回収事由
支払開始年月日	電話番号	保険証回収日和暦
支払開始曜日	保険者番号	連合会データ区分
支払終了時間	保険者名称	連合会旧保険証番号
支払終了年月日	保険証記号	連合会実施機関番号
支払終了曜日	保険制度コード	連合会住所
支払場所名漢字	郵便番号	連合会制度
自己負担額証明書整理番号	各県続柄	連合会生年月日和暦
受信年月日	各県続柄本人	連合会電話番号
証明書発行者漢字住所	続柄本人	連合会番地
証明書発行者名	退職本人	連合会方書
証明書発行者郵便番号	連合会氏名	連合会郵便番号
証明書発行年月日	連合会続柄	減額認定証長期入院該当日和暦
証明対象年度	75歳到達特例該当年月日和暦	減免等証明書開始年月日和暦
申請年月日	75歳到達特例設定処理年月和暦	減免等証明書割合
世帯所得区分	各県国保取得事由	減免等証明書終了年月日和暦
窓口払対象者判定コード	各県国保喪失事由	減免等証明書証明区分
送信年月日	各県退職該当事由	高齢受給者証一部負担金割合
対象年度高額支給額	各県退職非該当事由	特定疾病自己負担限度額文字列
対象年度自己負担額	各県変更事由	特定疾病認定疾病名コード
対象年度摘要	学遠区分	発効期日和暦
突合用後期被保険者番号	給付国保割合	被保険者証世帯票個人票区分
突合用後期保険者番号	旧個人番号有効日和暦	有効期限和暦
突合用国保被保険者証番号	旧世帯番号	連合会証区分
突合用国保被保険者番号	旧番号有効日和暦	求償期間開始年月日
被保険者開始年月日	旧保険者番号	求償期間終了年月日
被保険者氏名	旧保険者変更日	求償区分
被保険者終了年月日	旧保険証記号	被保険者記号
被保険者証記号	区分等保険証回収日和暦	連合会個人番号
被保険者証番号	国籍区分	連合会保険証番号
補正済自己負担額送付区分	国保取得事由	限度額適用認定証発効期日和暦
問合せ先住所	国保取得届出日和暦	限度額適用認定証有効期限和暦
問合せ先電話番号	国保取得年月日和暦	旧世帯主個人番号
問合せ先名称	国保喪失事由	世帯区分

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【本人からの情報入手】 ・窓口での申請等情報入手の際には、個人番号カード又は通知カード及びその他本人確認書類（運転免許証等）の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか国民健康保険システムを用いて確認を行う。 ・本人が届出書を提出する際に、本人（世帯員を含む。以下、同様の定義とする。）が本人以外の情報を誤って記載することがないよう、個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示などにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。 【庁内連携による入手】 ・他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、入手元とあらかじめ対象者の関連付けを行っておくことにより、対象者以外の情報を入手できないようにしている。 【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック（*）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 *：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【本人からの情報入手】 窓口での届出書は、国民健康保険施行規則で規定された必要な対象者の特定個人情報のみを記載する様式とする。 【庁内連携による入手】 共通基盤の利用は本市が必要と認めた連携処理以外は発生しない。 【国民健康保険システムにおける措置】 ・所属長が業務上の必要性を考慮上、ユーザ登録の依頼を行い、権限者はその必要性を十分確認したうえで登録を行っている。 ・登録されたユーザには本人のみが知り得るパスワードを設定し、登録外の者が利用できないよう制限している。 ・アクセスする権限を各画面で設定し、業務に必要な画面以外はアクセスできないように制限している。 ・ユーザIDの取扱い等について、離席時のログアウトの徹底等の運用ルールを定めている。 【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース（*）によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 *：ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合（国保集約）システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合（国保集約）システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、国保連合会の国保総合（国保集約）システムからデータ配信ができないしくみになっている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【本人からの情報入手】 ・個人情報の収集に当たっては、本人から収集することを原則としている。 ・届出義務のない者からの届出書を受け付けないように、届出人の本人確認を徹底する。 【庁内連携による入手】 ・共通基盤システムにより一元的に管理され、共通基盤システムへのセキュリティ対策も講じられているため、不適切な方法により入手することはできない。 【国民健康保険システムにおける措置】 ・所属長は、利用者抹消(人事異動、出向、退職等)の状況が発生した際は、速やかにユーザ削除の依頼を行うこと、権限者は速やかに削除の処理を行うよう運用ルールを定めている。 ・所属長がユーザ削除の依頼を行い、権限者はその内容を十分確認したうえで削除を行っている。 【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータを送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	国民健康保険業務に係る各種申請に際し、本人確認を行う際は個人番号カード(又は、通知カードと顔写真入りの官公庁発行の身分証明書等)で申請者の本人確認を行う。 【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・当市の国民健康保険システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードや通知カード等の提示を受け、本人確認終了後、システムにて個人番号に相違ないか確認を行う。 【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手した情報については、入力担当者の他に確認担当を設け、複数チェック体制をとることにより、正確性を確保する。 【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市に配信され、当市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 ・当市の国民健康保険システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	【本人からの情報入手】 ・申請書等受付の際には、席の間隔を広くとり又はカウンターに衝立を設置し、隣席から手元が見えないようにするとともに、不必要な大声で対応しないようにしている。また、受付時の会話が聞こえないよう、待合スペースからは適当な距離を確保している。 ・受付時の個人情報が記載されたメモは、当該受付終了時にはカウンターから片づけ、確実にシュレッダー処理を行う。 ・申請書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は施錠可能な書庫に保管する。 ・届出書等の文書は、受付後は簿冊にファイルし、保存年限の3年を経過したものについては裁断又は焼却処分している。 【国民健康保険システムにおける措置】 ・国民健康保険システムは、インターネットと直接接続していない。 【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCと当市の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がある使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと当市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。 ・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ・情報の授受における専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは常に最新版を保ち、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に対応される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・個人番号を利用できる業務からは個人番号にアクセスすることはできない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他のシステムからは、個人番号を伴う情報はアクセスできないようにシステムが構築されている。
その他の措置の内容	<国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 *:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	[特に入力している] <選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ユーザ認証は3段階で実施している。業務システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から業務システムを利用する際は、WindowsログインのユーザIDを利用したシングルサインオンを実施している。 2. なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・ユーザIDについて -職員等は、自己が利用しているIDを他人に利用させないこととしている。 ・パスワードについて -職員等は、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かない等の対策により、他者に知られないように管理している。 -職員等は、パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいもののみを設定できるようにしている。 -職員等は、パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。 -システムログイン時に、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。 -職員等はパスワードは定期的に変更し、古いパスワードを再利用しないこととしている。 -複数の情報システムを扱う職員等は、同一のパスワードをシステム間で共有しないこととしている。 -職員等の仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更している。 -職員等は、端末にパスワードを記憶させないこととしている。 -職員等間でパスワードを共有しないこととしている。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われよう講じている。 3. 国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。 1. 発行管理 【国民健康保険システム及び国保総合PCにおける管理】 ・各所属の所属長が業務上の必要性を考慮の上、ユーザ登録の依頼を行い、権限者はその必要性を十分確認したうえで登録を行っている。 ・登録されたユーザには本人のみが知り得るパスワードを設定し、登録外の者が利用できないよう制限している。 ・アクセスする権限を各画面で設定し、業務に必要な画面以外はアクセスできないように制限している。 ・ユーザID の取扱い等について、離席時のログアウトの徹底等の運用ルールを定めている。 【共通基盤システムにおける管理】 ・所属長がICTイノベーション推進室にユーザ登録依頼を行い、ICTイノベーション推進室にて必要なWindowsログインに係るアクセス権限を付与している。 【統合利用番号連携サーバーにおける管理】 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の発行管理を行っている。 ・連携機能については、データ連携開始時にICTイノベーション推進室の許可を得た上で、システム単位で必要なアクセス権限を付与している。個人単位では付与していない。 ・オンライン機能については、所属長の許可を得た上でICTイノベーション推進室に依頼を行い、ICTイノベーション推進室にて必要なアクセス権限を個人単位で付与している。 2. 失効管理 【国民健康保険システム及び国保総合PCにおける管理】 ・各所属の所属長がユーザ削除の依頼を行い、権限者はその内容を十分確認したうえで削除を行っている。 ・各所属の所属長は、利用者抹消(異動、出向、退職等)の状況が発生した際は、速やかにユーザ削除の依頼を行うこと、権限者は速やかに削除の処理を行うよう運用ルールを定めている。 【共通基盤システムにおける管理】 ・共通基盤システムにおいて、以下のとおり、Windowsログインに係るアクセス権限の失効管理を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、退職職員に関しては、人事課から月次で情報提供を受けて、確実な失効を行っている。 ・異動職員に対しては、大量異動が行われる年度初めに、全てのIDのチェックを行い、不要なユーザIDの失効を行っている。 【統合利用番号連携サーバーにおける管理】 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の失効管理を行っている。 ・連携機能については、連携終了時に、ICTイノベーション推進室の許可を得た上で、システムのアクセス権限を確実に失効している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない 1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・利用されていないIDが放置されないよう、人事情報をもとに定期的に点検している。 ・年度当初の業務体制変更時や配置換え等が発生した際に、各従事者ごとの割当内容を所属長が確認している。 2. 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されるように管理している。 ・利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。 3. 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。 【連携機能】 ・システム単位で制限し、対象システムに該当する範囲のみに限定してアクセス権を付与している。 【オンライン機能】 ・利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)第1項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報システムの運用において実施した作業について、ログを作成している。 ・各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録(利用者、端末機、操作日時、操作内容等)を取得し、一定期間保存している。 ・アクセス記録等が詐取、改ざん、誤消去等されないように、操作権限は必要最低限の人数にしか与えないなどの必要な措置を講じている。 ・個人を特定した検索および特定後の異動処理や帳票の印刷などの操作ログの記録を行っている。 2. 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン/ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能により特定個人情報ファイルにアクセスしたログ(いつ、どのシステムが)を取得し、一定期間保存している。 3. 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。 ・いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン/ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能によりデータ連携(特定個人情報にアクセス)したログを取得し、一定期間保存している。 ・オンライン機能により特定個人情報にアクセスしたログを取得し、一定期間保存している。 4. 国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 教育・啓発 ・年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	【国民健康保険システムにおける措置】 データの抽出(サーバ内への保存)は特定の業務担当者のみ権限としている。 外部媒体への出力は特定の管理担当者のみ権限としている。 【国保総合PCにおける措置】 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 *:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと当市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。 ・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・データ連携用PCに保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑制している。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	業者選定に際しては同等業務の履行実績確認を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。契約時には個人情報等の保護に係る誓約書、業務従事者届、業務従事者の経歴書、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書、実施体制図、セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書、堺市暴力団排除条例に係る誓約書の提出を義務付けている。 また、大阪府国保連合会への委託においては、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	業務従事者届等の提出時に、委託先と協議を行い適正な従事者数を定める。電算機室の入室に係るシステム管理部門への事前登録は、必要最低限の人数としている。閲覧・更新の操作ログを取得し、不正な使用がないことの確認ができるようにしている。 <参考:大阪府国保連合会の状況> ・サーバ及びそのデータのアクセス等にあたっては、利用者を限定し、必要に応じたアクセス権を設定するとともに、人事異動や退職時には変更・削除すること徹底、遵守している。 ・また、緊急事態を特定するための手順、また、それらにどのように対応するかの手順を確立し、実施・維持するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した場合、直ちに関係先に報告することを規定している。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	事務システムの操作ログを全て記録し、7年間保管する。不具合データの調査など、システムによるログの自動取得ができない作業については、所定のサーバー内のフォルダに作業証跡の記録を行う。また、作業終了後に、作業概要と作業者についての報告書を提出させて確認を行う。 <参考:大阪府国保連合会の状況> ・役職員等が、国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を含むデータにアクセス等した場合には、国保総合(国保集約)システムにおいて、アクセスした役職員等・時刻・操作内容を記録することとしている。 ・個人情報保護監査責任者(事務局次長)は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際、当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する規定が整備されている。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。		

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託に関する作業では、目的外利用で特定個人情報を他者へ提供することを一切認めていない。 ＜参考：大阪府国保連合会の状況＞ 法令に基づく場合等を除くほか、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または第三者に提供してはならないと規定している。 また、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、委託契約書等において秘密保持の義務に関する事項や、第三者への提供の禁止に関する事項等を明記することとしている。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	システムの品質担保等の目的により庁舎外での作業が必要な場合は、個人情報を不可逆なダミーデータに置換をし、市職員の監査を受けた上で持出しを行う。 大阪府国保連合会への委託において、当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った結果を記録し、確認する。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。 ＜参考：大阪府国保連合会の状況＞ ・特定個人情報等については、保管期間を経過した書類等について、次のとおり速やかに廃棄するとともに、特定個人情報等を廃棄又は消去したときは、廃棄等を証明する記録等を保存する。 (1) 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却又は溶解等の復元不可能な手法により廃棄する。 (2) 特定個人情報ファイルは、完全削除ソフトウェア等により完全に消去する。 (3) 特定個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。 (4) 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合は容易に復元できない手法により削除する。 ＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 なお、システムの運用保守業務においては、委託業者にはダミーデータのみを提供しており、特定個人情報の消去の必要は生じない。	
	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容) ○契約終了または解除された後においても秘密保持すること ○従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ○個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ○目的外の使用と第三者への提供の禁止 ○個人情報の返還と廃棄に関すること ○事故発生時の速やかな報告 ○契約事項の違反による損害賠償の担保 大阪府国保連との委託においては、 ○秘密保持義務 ○事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ○特定個人情報の目的外利用の禁止 ○漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ○委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ○従業者に対する監督・教育 ○契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜選択肢＞ [特に力を入れて行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託先は、その相手方、理由に本市の承認があるもののみを許可している。 また、委託先と同様の義務を負わせ、その順守を監督することを委託契約書において特記事項として定めている。 大阪府国保連合会への委託においては、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜参考：大阪府国保連合会の状況＞ ・委託を行う場合、委託先において、プライバシーマークもしくはISMS認証を取得、かつ、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置体制などの個人情報保護体制が確立されていることを必須とすうえて、契約書に次の事項を盛り込むこととしている。 ・委託元(国保連合会)と委託先の責任の明確化 ・個人情報の安全管理に関する事項 ・再委託に関する事項 ・個人情報の取扱状況に関する本会への報告の内容及び頻度 ・契約内容が遵守されていることを本会が確認できる事項 ・契約内容が遵守されなかった場合の措置 ・委託先において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が生じた場合の報告・連絡に関する事項 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<国保連合会における措置> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムサーバ等をデータセンターに設置し、ケージで囲んだうえで、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報取扱責任者(事務局長)の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<共通基盤システムによる情報の移転> ・移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上でICTイノベーション推進室に依頼をする。仕様で定めたことのみシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、一定期間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。 ・紙媒体による情報の移転に当たっては、所属長の決裁を得た上で、担当者間で文書の受け渡しを行い、施錠管理できる場所に保管することにより、担当者以外の者による閲覧や外部への持ち出しが行われないようにしている。 <庁外への情報の提供> ・提供にあたっては、入室権限を厳格に管理している電算機室に設置されたサーバー室内に設置された端末で、事前に許可された者のみが、あらかじめ仕様で定めた操作を行う。操作にあたってはその作業の記録を取得している。 ・なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<共通基盤システムによる情報の移転> ・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認した上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経た上で行っている。 ・特定個人情報の提供・移転に係るルール（規定類）の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。 <庁外への情報の提供> ・番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ提供している。 ・また、提供する内容について所属長の決裁を得た上で提供している。		
その他の措置の内容	・入室権限を厳格に管理している電算機室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限は限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、住民情報の変更データ等を随時自動で提供する仕組みを構築している。仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは不可能で、共通基盤システムへの提供ログはシステム内に自動で保管されている。 ・随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。媒体にて他課に移転する際は、パスワードの付与を行い、第三者への漏えいを防止している。 ・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 ・情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供の防止している。 なお、中間サーバー間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持ち出しを抑止している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	【データ連携】 ・情報の提供はほとんどが共通基盤システムを介した自動によるものである。 ・随時の場合は手作業となるが、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、誤りのデータを直接手渡し、または、暗号化及びセキュアな通信方法によるものとしている。 ・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。 【オンライン利用】 ・個人単位でIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、必要な情報に限定して連携している。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下の措置を行っている。 【連携機能】 －システムごとにIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、定義したデータ種別／項目に限定して連携している。 【オンライン機能】 －個人単位でIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、必要な情報に限定して連携している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)と各業務個別に連携I/Fを設けるのではなく、庁内の連携を連携サーバーに全て集約することで対策している。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置> 所要業務以外での処理ができないようシステムを構築する。 <国民健康保険システムの運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められた範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、特定個人情報保護の理解を深めるために、教育、指導を行う。 <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システムの運用における措置> ・下記各システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。 <国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置> ネットワークとは専用線による接続であり、特定の権限者以外はシステムにログインできず操作できない。 <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し、適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報に不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムの運用における措置＞ ・正しい情報を提供・移転するため、オンラインでの画面入力項目チェック、バッチ処理における入力データの単項目チェック、関連チェックを実施し、誤った情報自体混入しないようシステムにおいてチェックを行い、適正に事務運用を行う。 ＜国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置＞ 入手した特定個人情報について、国民健康保険システム内の情報と突合を行い、正確性確認を行う。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムの運用における措置＞ ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し、適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ＜国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置＞ 特定個人情報へのアクセスは業務上の目的をもつ限られた者のみとしている。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し、適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置> ・提供はすべて自動で実施されるためあらかじめ定められた方法以外の提供はない。 <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムの運用における措置＞ ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し、適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置＞ ・提供はすべて自動で実施されるため、あらかじめ定められた方法以外の提供はない。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し、適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システムの運用における措置＞ ・大量データの中間サーバーへのデータ保存に当たっては、あらかじめ確認した定型的手法、処理内容でデータを送信するため、誤った情報を送信しない仕組みとしている。 ・適切に情報提供を行うよう、情報の正確性を処理の都度確認し、定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置＞ ・提供はすべて自動で実施されるためあらかじめ定められた方法以外の提供はない。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・大量データの中間サーバーへのデータ保存に当たっては、あらかじめ確認した定型的手法、処理内容でデータを送信するため、誤った情報を送信しない仕組みとしている。 ・適切に情報提供を行うよう、情報の正確性を処理の都度確認し、定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜国民健康保険システムの運用における措置＞

- ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようしている。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。
- ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

＜統合利用番号連携サーバーにおける措置＞

- ・情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）とのI/Fにフィルタリング機能、VPN機能を実装することで、定められた連携サーバーのみのアクセスとしている。

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し、適切に運用を行っている。
- ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。
- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容 <堺市における措置> 1. サーバー設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・サーバーを設置する電算機室から外部に通じるドアは最小限とし、ICカードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。 2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。 ・業務終了後は、パソコン等の端末を施錠できるロッカーへ保管し、又はセキュリティワイヤロックを導入し、盗難を防止している。 3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(3) 重要な情報を記録した記録媒体については、その重要度に応じて、漏洩、滅失、損傷等の防止に備えるなど適切な対策を講じた場所に保管しなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能なロッカーに保管している。 ・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所(施錠可能な事務所内倉庫や保管庫)へ保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		

⑥技術的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<堺市における措置> ○不正プログラム対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(不正プログラム対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック(当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(不正プログラム対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している記録媒体のみを利用している。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 ○不正アクセス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(7) 本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク及び情報システムの監視)第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・電算管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	---

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	☐ 発生あり <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報漏洩)	
再発防止策の内容	・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りが無いことの確認を徹底した。	
⑩死者の個人番号	☐ 保管している <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
具体的な保管方法	生存者と同様	
その他の措置の内容	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	
リスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号は業務上必要とするタイミングで適宜更新され、かつ、それ以外での更新はないため、当該リスクは存在しない。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	☐ 定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<堺市における措置> ・J-LISの自己点検シートを参考に、堺市の実情に合わせた自己点検シートを作成し、年1回、職員による自己点検を実施している。また、評価書の記載したとおりに運用がなされているかも確認している。 ・職員等は自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図っている。 ・所管するシステムについて、評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年1回担当部署内でのチェックを実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。 ・定期的に、外部の第三者(or評価実施機関内)による監査を実施している。 ・監査事項は以下のとおり。 -組織のセキュリティ -人的セキュリティ -物理的及び環境的セキュリティ -通信及び運用管理 -アクセス制御 -システムの開発及び保守 ・監査の実施体制は以下のとおり。 -監査責任者 1名 -監査人 2名 ・監査結果を踏まえて、当該事項への対処及び実施手順の見直し等に活用している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システム> ・番号法第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<堺市における措置> 1. 教育・啓発 ・年1回、J-LISの「e-Learning」による情報セキュリティ研修を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・職員および事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 <サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度: おおむね一年ごと ・教育方法: 未定 ・教育対象: 特定個人情報ファイルを取扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 * 「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。	

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。

＜取りまとめ機関における措置＞

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	堺市パブリックコメント制度要綱に基づく意見聴取を行う。パブリックコメントの実施に際しては、その旨を市広報紙への掲載等を行い、市ホームページ及び市内の市の施設等で全文を公開する。
②実施日・期間	令和5年11月21日から令和5年12月20日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年1月19日
②方法	堺市個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、記載内容は妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市市長公室広報戦略部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付ける。
特記事項	
③手数料等	[無 料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険システム
公表場所	堺市ホームページ (https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kokai/kojinjohohogoseido/70035220230815103759892.html)
⑤法令による特別の手続	特になし
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7522
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 1 ②事務の概要	【業務全体の概要】 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び堺市国民健康保険条例に基づき、以下の事務を行う。	【業務全体の概要】 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び堺市国民健康保険条例に基づき、以下の事務を行う。	事後	表現整理
平成28年10月7日	I 2 システム2 ②システムの機能	1～6まで記載有り	7. 持ち出し制限機能 :使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8. 生体認証機能 :Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。	事前	
平成28年10月7日	I (別添1)事務の内容 1ー2 国保給付～各種給付申請書関係～	(備考) ② 国民健康保険システムから宛名情報情報・国保資格情報・国保賦課情報・国保収納情報を入手する。 ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。	(備考) ② 国民健康保険システムから宛名情報・国保資格情報・国保賦課情報・国保収納情報を入手する。 ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。 ・調査が必要になった都度、医療情報を入手し、国民健康保険システムへ反映する。	事後	情報経路を具体化
平成28年10月7日	I (別添1)事務の内容 1ー3 国保給付～各種証明書・受診券 関連～	(備考) ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。 ・調査が必要になった都度、医療情報を国民健康保険システムへ取込む。 ⑥ 認定証該当情報を国民健康保険システムへ取り込む。	(備考) ③ 情報提供ネットワークから情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。 ⑥ (削除)	事後	情報経路を具体化、整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I (別添1)事務の内容 1-5 国保給付～高額介護合算療養費関係～	(備考) ⑨(支給額決定事務)情報提供ネットワークから、情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。 ・調査が必要になった都度、医療情報を国民健康保険システムへ取込む。 ⑩(支給額仮決定事務)⑥⑦⑧をもとに、国民健康保険システムへ高額介護合算療養費申請登録をする。 ⑫(支給額仮決定事務)情報提供ネットワークから、情報入手する。 ・調査が必要になった都度、介護給付情報を給付システムへ取込む。	(備考) ⑨(支給額決定事務)情報提供ネットワークから、情報入手する。 ・調査が必要になった都度、地方税関係情報を国民健康保険システムへ取込む。 ⑩(支給額仮決定事務)⑦⑧⑨をもとに、国民健康保険システムへ高額介護合算療養費申請登録をする。 ⑫(支給額仮決定事務)情報提供ネットワークから、情報入手する。 ・調査が必要になった都度、介護給付情報を入手し、国民健康保険システムへ反映する。	事後	情報経路を具体化 表現整理
平成28年10月7日	II 3 ④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条による別表第一に規定され、国民健康保険法施行規則で定められた届出については、個人番号を届出することが規定されている。 【他市町村等からの入手】 ・番号法別表第二において、住民票関係情報及び年金保険者との年金特別徴収に係る情報並びに市町村民税関係情報の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【他の医療保険者】 ・番号法別表第二において、他の医療保険者との被保険者の資格情報の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条第1項別表第一に規定され、国民健康保険法施行規則で定められた届出については、個人番号を届出することが規定されている。 【他市町村等からの入手】 ・番号法第19条第7号別表第二において、住民票関係情報及び年金保険者との年金特別徴収に係る情報並びに市町村民税関係情報の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【他の医療保険者】 ・番号法第19条第7号別表第二において、他の医療保険者との被保険者の資格情報の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。	事後	表現整理
平成28年10月7日	II 3 ⑤本人への明示	【その他の機関からの入手】 ・番号法第19条別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令にそれぞれ明示されている。	【その他の機関からの入手】 ・番号法第19条第7号別表第二並びに主務省令で定める事務及び情報を定める命令に明示されている。	事後	表現整理
平成28年10月7日	II 4 委託事項2	なし	委託事項2 ①～⑨について追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先4	なし	戸籍住民課への移転について記載	事後	移転先を再整理
平成28年10月7日	Ⅱ 別添2-3	記載省略	公費区分略称、公費資格取得日、公費資格喪失日、公費資格停止日、公費資格停止解除日を追加	事後	記録項目を再整理
平成28年10月7日	Ⅱ 別添2-6	記載省略	公費区分略称、公費資格取得日、公費資格喪失日を追加	事後	記録項目を再整理
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理	ユーザ認証は2段階で実施している。業務システムを利用するときは、まず端末のログイン時に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行っている。次に、ログインした端末から業務システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。	ユーザ認証は3段階で実施している。業務システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から業務システムを利用する際は、WindowsログインのユーザIDを利用したシングルサインオンを実施している。	事前	
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理	なし	共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないよう講じている。	事前	
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持ち出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持ち出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持ち出しを抑制している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 5 リスク2 リスクに対する措置の内容	・移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、住民情報の変更データ等を随時自動で提供する仕組みを構築している。仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは不可能で、共通基盤システムへの提供ログはシステム内に自動で保管されている。 ・随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。媒体にて他課に移転する際は、パスワードの付与を行い、第三者への漏洩を防止している。 ・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。	・移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め、住民情報の変更データ等を随時自動で提供する仕組みを構築している。仕様で定めた以外の情報の抜き取りを各システムから行うことは不可能で、共通基盤システムへの提供ログはシステム内に自動で保管されている。 ・随時でデータの移転を行う際は、対象データの使用目的や詳細を記載した依頼文書を移転先より提出させ、詳細を記録している。媒体にて他課に移転する際は、パスワードの付与を行い、第三者への漏洩を防止している。 ・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑制している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 6 リスク2 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	個人情報保護委員会の名称を訂正
平成28年10月7日	Ⅲ 6 リスク3 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	個人情報保護委員会の名称を訂正
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか。	発生なし	発生あり	事後	元本市職員による流出事故に係る変更
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑨ その内容	なし	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの更改されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	事後	元本市職員による流出事故に係る変更
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑨ 具体的な対策の内容	なし	本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組を行っていく。 以下、記載のとおり	事後	元本市職員による流出事故に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 その他の措置の内容	なし	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	事前	
平成28年10月7日	Ⅱ. 6 ③消去方法	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(4)不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(5)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行った上で、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得ている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(8)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(9)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」及び「(10)自己の保有するパスワード以外のパスワードを使用して端末機及びサーバーを操作しないこと。」	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 アクセス権限の管理	1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定している「(2) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録	1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)第1項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 3 リスク3 リスクに対する措置の内容	堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑤物理的対策	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑥技術的対策	○ウイルス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(コンピュータウイルス対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、ウイルスチェック(当該データ等にウイルスが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、ウイルスのシステムへの侵入又は外部への拡散その他ウイルスによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(コンピュータウイルス対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時ウイルスに関する情報収集に努め、ウイルスチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、市が管理している記録媒体のみを利用している。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。	○不正プログラム対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(不正プログラム対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック(当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(不正プログラム対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している記録媒体のみを利用している。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ 7 リスク1 ⑥技術的対策	○不正アクセス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(6) 本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク監視)に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	○不正アクセス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(7) 本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク及び情報システムの監視)第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅳ 1 ②監査	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)に規定する「電算管理者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅳ 2 従業者に対する教育・啓発	堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	堺市情報セキュリティ対策基準要綱の改定に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅱ 4 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請する。	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 —再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 —再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 —再委託する作業内容を具体的に明記していること。 —全部又は大部分の再委託でないこと。	事後	平成28年度における当該業務の契約書の内容を反映
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第62の項	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先1 ②移転先における用途	介護保険における措置に関する費用の徴収、措置に関する調査の嘱託及び報告の請求に関する事務	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の63の項(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先1 ③移転する情報	医療保険関係情報(国民健康保険資格情報)	医療保険関係情報	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第80の項	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先2 ②移転先における用途	・後期高齢者医療制度被保険者の保険料の賦課及び資格取得の届出又は資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・高額介護合算療養費の支給事務	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の2の項(堺市老人医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の3の項(堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の4の項(堺市ひとり親家庭医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の5の項(堺市子ども医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの) 同条例第3条別表第2の59の項(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先2 ③移転する情報	・国民健康保険被保険者資格に関する情報 ・医療保険関係情報(一部負担金の額)	・国民健康保険被保険者資格に関する情報 ・医療保険関係情報	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第17の項	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先3 ②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表第2の33の項(予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅱ 5 移転先3 ③移転する情報	給付の支給に関する情報	国民健康保険被保険者資格及び保険給付の支給に関する情報	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月7日	Ⅵ 2 ②実施日・期間	平成27年5月15日から平成27年6月15日までの32日間	平成28年8月1日から平成28年8月30日までの30日間	事前	
平成28年10月7日	Ⅱ 4 委託の有無	[委託する] (1件)	[委託する] (2件)	事前	
平成28年10月7日	Ⅱ 5 提供・移転の有無	[○] 移転を行っている (3件)	[○] 移転を行っている (4件)	事後	戸籍住民課への移転分を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 1 ②事務の内容	右記を追加	＜平成30年4月からの国民健康保険制度改革（以下、「国保広域化」という。）に伴う事務の概要＞ ①資格継続業務 ・国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、堺市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。 ②高額該当回数の引き継ぎ業務 ・被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	I 2 システム6	空白	次期国保総合システムおよび国保情報集約システムに関するシステム情報を記載 内容は記載のとおり	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	I 6 ②法令上の根拠	提供の根拠 番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4、5、17、26、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項	提供の根拠 番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項	事後	適用条項を整理したものであり、重要な変更にあたらない。
平成28年12月28日	I（別添1）事務の内容 1－1～1－6	各標題に右記を追加	（国保広域化に関する事務フローは別紙参照）	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	I（別添1）事務の内容 1－7 国保広域化関係	別添1に右記を追加	国保広域化に関する事務フロー等を記載 内容は記載のとおり	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	II 3 ①入手元	右記を追加	[○]その他（大阪府国民健康保険団体連合会）	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加
平成28年12月28日	II 3 ①入手元	右記を追加	評価実施機関内の他部署に「介護保険課」を追加 地方公共団体・地方独立行政法人に「後期高齢者医療広域連合」を追加	事後	関係機関を整理したものであり、重要な変更にあたらない。
平成28年12月28日	II 3 ②入手方法	[]専用線	[○]専用線	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅱ 3 ③入手の時期・頻度	右記を追加	【国保連合会】 ・資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) : 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) : 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅱ 3 ③入手の時期・頻度	【庁内連携】、【他市町村】、【他の医療保険者】に右記を追加	・医療給付の申請時に医療保険給付関係情報等を都度入手する。	事後	表現を整理したものであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅱ 3 ④入手に係る妥当性	右記を追加	【国保連合会からの入手】 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があるため、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅱ 3 ⑤本人への明示	右記を追加	【大阪府国民健康保険団体連合会】 ・国民健康保険法第113条の3、国民健康保険法施行規則第44条の2、第44条の3に明示されている。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅱ 4 委託の有無	[委託する] (2件)	[委託する] (3件)	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅱ 4 委託事項3	記載なし	委託事項3 ①～⑨について追記	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 5 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項別表第1第30項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	適用条項を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年12月28日	II 5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(17件)	[○]提供を行っている(31件)	事後	関係提供先を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年12月28日	II 5 提供先	提供先1～17まで記載	提供先1～17を修正し、18～31までを追加 21以降は別紙に記載 内容は記載のとおり	事前	関係提供先及び記載表現を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年12月28日	III 2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	右記を追加	【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	右記を追加	【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでの指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク2 リスクに対する措置の内容	右記を追加	【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	右記を追加	【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・当市の国民健康保険システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク3 個人番号の真正性の措置の内容	右記を追加	【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク3 特定個人情報の 正確性確保の措置の内容	右記を追加	【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市に配信され、当市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 ・当市の国民健康保険システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	【国保連合会からの入手】 ・国保総合PCにおける措置 ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 2 リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	・国保総合PCと当市の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと当市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。 ・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ・情報の授受における専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは常に最新版を保ち、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に対応される。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク1 その他の措置の内容	記載なし	<国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * :ここでのGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	右記を追加	3. 国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報 が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	1. 発行管理 【国民健康保険システムにおける管理】 2. 失効管理 【国民健康保険システムにおける管理】	1. 発行管理 【国民健康保険システム及び国保総合PCにおける管理】 2. 失効管理 【国民健康保険システムにおける管理及び国保総合PCにおける管理】	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	右記を追加	4. 国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク4 リスクに対する措置の内容	データの抽出(サーバ内への保存)は特定の業務担当者からのみでの権限としている。 外部媒体への出力は特定の管理担当者からのみでの権限としている。	【国民健康保険システムにおける措置】 データの抽出(サーバ内への保存)は特定の業務担当者からのみでの権限としている。 外部媒体への出力は特定の管理担当者からのみでの権限としている。	事後	表現を整理したもので、重要な変更にあたらない。
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	【国保総合PCにおける措置】 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 3 リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がある使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと当市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。 ・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・データ連携用PCに保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 情報保護管理体制の確認	右記を追加	また、大阪府国保連合会への委託においては、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	右記を追加	〈参考：大阪府国保連合会の状況〉 ・サーバ及びそのデータのアクセス等にあたっては、利用者を限定し、必要に応じたアクセス権を設定するとともに、人事異動や退職時には変更・削除すること徹底、遵守している。 ・また、緊急事態を特定するための手順、また、それらにどのように対応するかの手順を確立し、実施・維持するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した場合、直ちに関係先に報告することを規定している。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	右記を追加	〈参考：大阪府国保連合会の状況〉 ・役職員等が、国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を含むデータにアクセス等した場合には、国保総合(国保集約)システムにおいて、アクセスした役職員等・時刻・操作内容を記録することとしている。 ・個人情報保護監査責任者(事務局次長)は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際、当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する規定が整備されている。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール順守の確認方法	委託に関する作業では、特定個人情報を他者へ提供することを一切認めていない。	委託に関する作業では、目的外利用で特定個人情報を他者へ提供することを一切認めていない。	事後	表現を整理したもので、重要な変更にあたらない。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール順守の確認方法	右記を追加	〈参考：大阪府国保連合会の状況〉 法令に基づく場合等を除くほか、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または第三者に提供してはならないと規定している。また、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、委託契約書等において秘密保持の義務に関する事項や、第三者への提供の禁止に関する事項等を明記することとしている。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先の間の提供に関するルール内容及びルール順守の確認方法	右記を追加	大阪府国保連合会への委託において、当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った結果を記録し、確認する。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報の消去 ルール	[定めていない]	[定めている]	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報の消去 ルール ルール内容及び ルール順守の確認方法	委託業者にはダミーデータのみを提供しており、 特定個人情報の消去の必要は生じない。	・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。 <参考：大阪府国保連合会の状況> ・特定個人情報等については、保管期間を経過した書類等について、次のとおり速やかに廃棄するとともに、特定個人情報等を廃棄又は消去したときは、廃棄等を証明する記録等を保存する。 (1) 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却又は溶解等の復元不可能な手法により廃棄する。 (2) 特定個人情報ファイルは、完全削除ソフトウェア等により完全に消去する。 (3) 特定個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。 (4) 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合は容易に復元できない手法により削除する。 なお、システムの運用保守業務においては、委託業者にはダミーデータのみを提供しており、特定個人情報の消去の必要は生じない。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 4 委託契約中の特定個人情報保護ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	右記を追加	大阪府国保連との委託においては、 ○秘密保持義務 ○事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ○特定個人情報の目的外利用の禁止 ○漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ○委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ○従業者に対する監督・教育 ○契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 再委託先における特定個人情報保護ファイルの適切な取り扱いの確保	[十分に行っている]	[特に力を入れて行っている]	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 4 再委託先における特定個人情報保護ファイルの適切な取り扱いの確保 具体的な内容	右記を追加	大阪府国保連合会への委託においては、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 ＜参考：大阪府国保連合会の状況＞ ・委託を行う場合、委託先において、プライバシーマークもしくはISMS認証を取得、かつ、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置体制などの個人情報保護体制が確立されていることを必須としたうえで、契約書に次の事項を盛り込むこととしている。 ・委託元（国保連合会）と委託先の責任の明確化 ・個人情報の安全管理に関する事項 ・再委託に関する事項 ・個人情報の取扱状況に関する本会への報告の内容及び頻度 ・契約内容が遵守されていることを本会が確認できる事項 ・契約内容が遵守されなかった場合の措置 ・委託先において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が生じた場合の報告・連絡に関する事項	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	＜国保連合会における措置＞ ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムサーバ等をデータセンターに設置し、ケージで囲んだうえで、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし(上記の続き)	・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報取扱責任者(事務局長)の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 7 リスク1 ⑥技術的対策 具 体的な対策の内容	右記を追加	＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ ・国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 7 リスク2 リスクに対する措置の内容	右記を追加	＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 - 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	Ⅲ 7 リスク3 手順の内容	右記を追加	＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 - 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	IV 1 ②監査 具体的な内容	右記を追加	<国保総合(国保集約)システム> ・番号法第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	IV 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追加	<国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	IV 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追加(上記の続き)	<サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項:番号法第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむね1年ごと ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 *「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成28年12月28日	V 2 ①連絡先	市民生活部	生活福祉部	事後	部署名に関する誤記の修正であり、重要な変更にあたらない。
平成28年12月28日	II 5 提供・移転の有無	[○]移転を行っている(4件)	[○]移転を行っている(13件)	事後	関係移転先を整理したものであり、重要な変更にあたらない。

(別添3)変更箇所(続き)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅱ 5 移転先	移転先1～4まで記載	移転先3の名称を修正 移転先5～13を追加 内容は記載のとおり	事前	関係移転先及び記載表現を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月6日	Ⅰ 6 ②法令上の根拠	提供の根拠 番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120の項 照会の根拠 番号法第19条第7号別表第2 42、43、44、45の項	提供の根拠 ・番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 照会の根拠 ・番号法第19条第7号別表第2 42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	事後	適用条項を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月6日	Ⅰ 7 ②所属長	堀井 清司	矢田 潤一	事後	人事異動による修正であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月6日	Ⅱ 5 移転先	移転先1～13まで記載	移転先2 ②移転先における用途に国民年金事務に係る内容を追加 移転先12の名称を修正	事後	関係移転先及び記載表現を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成30年4月1日	Ⅰ 6 ②法令上の根拠	提供の根拠 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の適用条項	第22条の2 第24条の2 第31条の2 を追加	事後	適用条項を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成30年4月1日	Ⅱ 3 ①入手元	評価実施機関内の他部署 市民税管理課	市民税課 に修正	事後	組織改正による修正であり、重要な変更にあたらぬ。
平成30年4月1日	Ⅱ 3 ⑤本人への明示	【本人又は本人の代理人からの入手】 国民健康保険法施行規則 の適用条項 「第11、12、13、15条」の表記	第5条 第8条 第24条の3 第26条の3 第26条の5 第26条の6の4 第27条 第27条の5 第27条の11 第27条の12の2 第27条の13 第27条の14の2 第27条の14の4 第27条の16 第27条の26 第27条の27 第28条 を追加 「同規則第28条の2に申請書の記載事項について規定あり。」の文言を追加 「第11条、第12条、第13条、第15条」に修正	事後	適用条項を整理したものであり、重要な変更にあたらぬ。
平成30年4月1日	Ⅱ 4 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	堺市ホームページの委託業務入札結果・随意契約結果一覧に公表している。	国民健康保険課で契約関係書類を保管	事後	本市ホームページへの掲載対象外の業務であるため修正するもので、重要な変更にあたらぬ。
平成30年4月1日	Ⅱ 5 提供先19	③提供する情報 児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	③提供する情報 児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正に伴う修正であり、重要な変更にあたらぬ。

平成30年8月27日	I 7 ②所属長	矢田 潤一	国民健康保険課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
令和2年7月29日	I 1 ②事務の内容	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)の概要＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	I 2 システム6 ①システムの名称 他	次期国保総合システム	国保総合システム	事前	時点経過に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらない。
令和2年7月29日	I 2 システム6 ①システムの機能	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	I 2 システム7	右記システムを追加。 内容は記載の通り。	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	I 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由(①、②とも)	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜オンライン資格確認の準備業務＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	I 5 個人番号の利用	右記記載を追加。	国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	I 6 ②法令上の根拠	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜オンライン資格確認の準備業務＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	(別添1-7)広域化関係(別添1)事務の内容 1-7 国保広域化関係 A. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係	図の差し替え。 内容は記載の通り。	図の差し替え。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	(別添1-7)広域化関係(別添1)事務の内容 1-7 国保広域化関係 B. 国保総合PCと市区町村システムとの関係	図の差し替え。 内容は記載の通り。	図の差し替え。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	(別添1-7)広域化関係(別添1)事務の内容 1-7 国保広域化関係 B. 国保総合PCと市区町村システムとの関係(備考)	1-3および4を追加。 内容は記載の通り。	1-3を追加。 4を追加。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

令和2年7月29日	(別添1-7)広域化関係(別添1)事務の内容 1-7 国保広域化関係 B. 資格継続業務(備考) 他	市町村	市区町村	事前	記載単位の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年7月29日	(別添1-7)広域化関係(別添1)事務の内容 1-7 国保広域化関係 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	右記項番を追加。(図、備考を含む。)内容は記載の通り。	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅱ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無件数	3件	5件	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う委託件数の追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅱ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	右記記載を追加。	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、堺市より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅱ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	特定個人情報ファイルの全体	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅱ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅱ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	右記の委託事項を追加。内容は記載の通り。	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う委託事項の追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅱ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	右記の委託事項を追加。内容は記載の通り。	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う委託事項の追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	(別添2-6)給付	右記項目を追加。	・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治愈により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	「3. 国保総合PCにおける措置」へ右記記載を追加。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	国保総合PCにおける管理方法の強化であり、重要な変更にあたらぬ。

令和2年7月29日	Ⅲ 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	「4. 国保総合PCにおける措置」へ右記記載を追加。	・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	国保総合PCにおける管理方法の強化であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年7月29日	Ⅲ 3 リスク4 リスクに対する措置の内容	「国保総合PCにおける措置」へ右記記載を追加。	・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。	事前	国保総合PCにおける管理方法の強化であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年7月29日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅲ 4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅲ 4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅲ 4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜取りまとめ機関における措置＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅲ 7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし (この変更に伴い、同項目内の「その内容」「再発防止策の内容」をあわせて削除する。)	事前	平成27年4月から6月までの間に発生した重大事故の記載を削除するもの。時点経過に伴う内容変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年7月29日	Ⅲ 7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜取りまとめ機関における措置＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	Ⅳ 1. 監査	①自己点検 具体的なチェック方法 にある右記記載を削除し、②監査 具体的な内容 へ右記記載を追加。	＜国保総合(国保集約)システム＞ ・番号法第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。	事前	(※記載誤りの修正。記載項目を移動するもの。)

令和2年7月29日	Ⅳ 1 ② 具体的な内容	右記項目に係る記載を削除。	＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞	事前	(※記載誤りの修正。新テンプレートの追加内容を反映し、下記項目へ移動するもの。)
令和2年7月29日	Ⅳ 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞	事前	(※記載誤りの修正。新テンプレートの追加内容を反映し、上記項目から移動するもの。)
令和2年7月29日	Ⅳ 3. その他のリスク対策	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	＜取りまとめ機関における措置＞	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和3年10月25日	I 6 ②法令上の根拠	＜提供の根拠＞ ・番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、 81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、 第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、 第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ＜照会の根拠＞ ・番号法第19条第7号別表第2 42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	＜提供の根拠＞ ・番号法第19条第8号別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、 81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、 第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、 第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ＜照会の根拠＞ ・番号法第19条第8号別表第2 42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな
令和3年10月25日	I 7 ①部署	健康福祉局 生活福祉部 国民健康保険課	健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更にあたらな
令和3年10月25日	Ⅱ 2⑤事務担当部署	健康福祉局 生活福祉部 国民健康保険課	健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更にあたらな

令和3年10月25日	Ⅱ ③④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条第1項別表第一に規定され、国民健康保険法施行規則で定められた届出については、個人番号を届出することが規定されている。 【他市町村等からの入手】 ・番号法第19条第7号別表第二において、住民票関係情報及び年金保険者との年金特別徴収に係る情報並びに市町村民税関係情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【他の医療保険者】 ・番号法第19条第7号別表第二において、他の医療保険者との被保険者の資格情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【国保連合会からの入手】 国民健康保険に關して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行いが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条第1項別表第一に規定され、国民健康保険法施行規則で定められた届出については、個人番号を届出することが規定されている。 【他市町村等からの入手】 ・番号法第19条第8号別表第二において、住民票関係情報及び年金保険者との年金特別徴収に係る情報並びに市町村民税関係情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【他の医療保険者】 ・番号法第19条第8号別表第二において、他の医療保険者との被保険者の資格情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【国保連合会からの入手】 国民健康保険に關して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 1. 入手の時期・頻度の妥当性 ・資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行いが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらない。
令和3年10月25日	Ⅱ ③⑤本人への明示	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・国民健康保険法施行規則第2条第1、3号、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の8、第5条の9、第7条、第7条の4第4項、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第12条、第13条、第15条、第24条の3、第26条の3、第26条の5、第26条の6の4、第27条、第27条の5、第27条の11、第27条の12の2、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第27条の16、第27条の26、第27条の27、第28条にそれぞれ明示されている。同規則第28条の2に申請書の記載事項について規定あり。 【庁内連携】 ・番号法第14条第1項に明示されている。 【大阪府国民健康保険団体連合会】 ・国民健康保険法第113条の3、国民健康保険法施行規則第44条の2、第44条の3に明示されている。 【その他の機関からの入手】 ・番号法第19条第7号別表第二並びに主務省令で定める事務及び情報を定める命令に明示されている。	【本人又は本人の代理人からの入手】 ・国民健康保険法施行規則第2条第1、3号、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の8、第5条の9、第7条、第7条の4第4項、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第12条、第13条、第15条、第24条の3、第26条の3、第26条の5、第26条の6の4、第27条、第27条の5、第27条の11、第27条の12の2、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第27条の16、第27条の26、第27条の27、第28条にそれぞれ明示されている。同規則第28条の2に申請書の記載事項について規定あり。 【庁内連携】 ・番号法第14条第1項に明示されている。 【大阪府国民健康保険団体連合会】 ・国民健康保険法第113条の3、国民健康保険法施行規則第44条の2、第44条の3に明示されている。 【その他の機関からの入手】 ・番号法第19条第8号別表第二並びに主務省令で定める事務及び情報を定める命令に明示されている。	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらない。
令和3年10月25日	Ⅱ ③⑦使用部署	健康福祉局生活福祉部国民健康保険課及び各区保険年金課	健康福祉局長寿社会部国民健康保険課及び各区保険年金課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更にあたらない。

令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第1の項	番号法第19条第8号 別表第二 第1の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先2①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第2の項	番号法第19条第8号 別表第二 第2の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先3①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第3の項	番号法第19条第8号 別表第二 第3の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先4①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第4の項	番号法第19条第8号 別表第二 第4の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先5①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第5の項	番号法第19条第8号 別表第二 第5の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先6①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第26の項	番号法第19条第8号 別表第二 第26の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先7①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第30の項	番号法第19条第8号 別表第二 第30の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先8①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第33の項	番号法第19条第8号 別表第二 第33の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先9①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第39の項	番号法第19条第8号 別表第二 第39の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先10①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第42の項	番号法第19条第8号 別表第二 第42の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先11①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第58の項	番号法第19条第8号 別表第二 第58の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。

令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先12①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第62の項	番号法第19条第8号 別表第二 第62の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先13①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第80の項	番号法第19条第8号 別表第二 第80の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先14①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第87の項	番号法第19条第8号 別表第二 第87の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先15①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第93の項	番号法第19条第8号 別表第二 第93の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先16①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第17の項	番号法第19条第8号 別表第二 第17の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先17①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第106の項	番号法第19条第8号 別表第二 第106の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先18①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第9の項	番号法第19条第8号 別表第二 第9の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先19①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第12の項	番号法第19条第8号 別表第二 第12の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先20①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第15の項	番号法第19条第8号 別表第二 第15の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先21①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第22の項	番号法第19条第8号 別表第二 第22の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先22①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第27の項	番号法第19条第8号 別表第二 第27の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。

令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先23①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第43の項	番号法第19条第8号 別表第二 第43の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先24①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第46の項	番号法第19条第8号 別表第二 第46の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先25①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第78の項	番号法第19条第8号 別表第二 第78の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先26①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第81の項	番号法第19条第8号 別表第二 第81の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先27①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第88の項	番号法第19条第8号 別表第二 第88の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先28①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第95の項	番号法第19条第8号 別表第二 第95の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先29①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第97の項	番号法第19条第8号 別表第二 第97の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先30①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第109の項	番号法第19条第8号 別表第二 第109の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5提供先31①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第120の項	番号法第19条第8号 別表第二 第120の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5移転先2	健康福祉局生活福祉部医療年金課	健康福祉局長寿社会部医療年金課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 5移転先10	健康福祉局障害福祉部障害者支援課	健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更にあたらな い。

令和3年10月25日	Ⅱ 5移転先12	健康福祉局長寿社会部地域包括ケア推進課	健康福祉局長寿社会部長寿支援課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更にあたら ない。
令和3年10月25日	Ⅲ 7⑨過去3年以内に、評価 実施機関において、個人情報 に関する重大事故が発生した か	発生なし	発生あり	事後	
令和3年10月25日	Ⅲ 7⑨その内容	なし	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の 氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報漏洩)	事後	
令和3年10月25日	Ⅲ 7⑨再発防止策の内容	なし	・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の 場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理に ついて、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り 扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の 誤りがないことの確認を徹底した。	事後	
令和3年10月25日	V 1①請求先	堺市市長公室広報部市政情報課	堺市市長公室広報戦略部市政情報課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更にあたら ない。
令和3年10月25日	V 2①連絡先	堺市役所 健康福祉局 生活福祉部 国民健康保険課	堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課	事後	組織改正による修正であり、重要な変更にあたら ない。
令和3年10月25日	VI 1①実施日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年9月30日	(別添1-1) 資格・賦課に係 る事務 フロー図、備考欄	フロー図に「公的給付支給等の口座情報」を追加。 備考欄に右記記載を追加。 内容は記載の通り。	フロー図に「公的給付支給等の口座情報」①口座照会、②情報回答を追加。 備考欄に下記記載を追加。 【公的給付支給等口座情報の照会・回答】 ①保険料還付金の公金受取口座での受取希望者の公金受取口座情報を得るため、照会を行う。 ②公金受取口座情報の回答を得る。	事前	
令和4年9月30日	(別添1-2) 国保給付～各 種給付申請書関係～ フロー 図、備考欄	フロー図に「公的給付支給等の口座情報」を追加。 備考欄に⑨(支給額決定事務)情報提供ネットワークから、情報入手する。に右記記載を追加。 内容は記載の通り。	フロー図に「公的給付支給等の口座情報」を追加。 備考欄に「国保給付の公金受取口座での受取希望が生じた都度、受取希望者の公金受取口座情報を 照会し、回答を得る。」を追加。	事前	
令和4年9月30日	(別添1-2) 国保給付～高 額介護合算療養費関係～ フ ロー図、備考欄	フロー図に「公的給付支給等の口座情報」を追加。 備考欄に⑨(支給額決定事務)情報提供ネットワークから、情報入手する。に右記記載を追加。 内容は記載の通り。	フロー図に「公的給付支給等の口座情報」を追加。 備考欄に「国保給付の公金受取口座での受取希望が生じた都度、受取希望者の公金受取口座情報を 照会し、回答を得る。」を追加。	事前	
令和4年9月30日	Ⅱ 3①入手元	行政機関・独立行政法人等の欄に内閣総理大臣を追加。	行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構、日本年金機構、内閣総理大臣)	事前	

令和4年9月30日	Ⅱ 3③入手の時期、頻度	右記記載を追加。 内容は記載の通り。	【内閣総理大臣】 ・国保給付等の公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を入手する。	事前	
令和4年9月30日	Ⅱ 3⑥使用目的	・給付申請の受付・審査・支払を正確かつ効率的に行うため、個人番号を利用する。	・給付申請等の受付・審査・支払を正確かつ効率的に行うため、個人番号を利用する。	事前	
令和4年9月30日	Ⅱ 3⑧使用方法	3 国民健康保険の各種給付に関する事務 ・被保険者からの給付申請時に個人番号を取得し、本人確認を行い、申請に合わせた内容の給付又は証明書の手続きを行う。	3 国民健康保険の各種給付等に関する事務 ・被保険者等からの給付等申請時に個人番号を取得し、本人確認を行い、申請に合わせた内容の給付等又は証明書の手続きを行う。	事前	

令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託の有無※」	5件	6件	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。
令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項4」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	
令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項4」①委託内容」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。
令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項4」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。
令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項4」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「対象となる本人の範囲※」	記載なし	・被保険者(※):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ※ 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。
令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項4」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「その妥当性」	記載なし	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第7号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。
令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項4」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「委託先における取扱者数」	記載なし	10人以上50人未満	事前	
令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項4」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	記載なし	専用線	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。
令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項4」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「⑤委託先名の確認方法」	記載なし	国民健康保険課で契約関係書類を保管	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。
令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項4」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「⑥委託先名」	記載なし	大阪府国民健康保険団体連合会 (大阪府国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。

令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「委託事項4」[2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲]「再委託」[⑦再委託の有無※]	記載なし	再委託する	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。
令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「委託事項4」[2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲]「再委託」[⑧再委託の許諾方法]	記載なし	委託先の大阪府国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他各市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、大阪府国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はOSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。
令和6年1月29日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「委託事項4」[2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲]「再委託」[⑨再委託事項]	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。

令和6年1月29日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」[具体的な方法]	クラウドに関する記載なし	・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化eto)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前列に倣って記載をした。
令和6年1月29日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」[具体的な制限方法]	クラウド移行作業に関する記載なし	＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業時には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	(理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年1月29日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」[具体的な方法]	クラウド移行作業に関する記載なし	＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破壊し、破壊日時・破壊方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて unnecessary 複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	(理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年1月29日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」[4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]「特定個人情報の消去ルール」[ルールの内容及びルール遵守の確認方法]	クラウド移行作業に関する記載なし	＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破壊し、破壊日時・破壊方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	(理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年1月29日	「Ⅴ開示請求、問合せ」[1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求]「④個人情報ファイル簿の公表」		行っている	事前	(理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、個人情報ファイル簿の公開が必須となることから記載した。
令和6年1月29日	「Ⅴ開示請求、問合せ」[1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求]「④個人情報ファイル簿の公表」[個人情報ファイル名]		国民健康保険システム	事前	(理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、個人情報ファイル簿の公開が必須となることから記載した。
令和6年1月29日	「Ⅴ開示請求、問合せ」[1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求]「④個人情報ファイル簿の公表」[公表場所]		堺市ホームページ (https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kokai/kojinjohohogoseido/70035220230815103759892.html)	事前	(理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、個人情報ファイル簿の公開が必須となることから記載した。
令和6年1月29日	「Ⅵ評価実施手続」[1. 基礎項目評価]「①実施日」	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の時点の修正であり、重要な変更にあたらない。

	I 2 システム2 ③他のシステムとの接続	略	[○] 庁内連携システム	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	I 2 システム8	なし	システム8を追記	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	I	なし	(別添1ー1)資格・賦課(標準化後)を追加	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	I	なし	(別添1ー2)給付1(標準化後)を追加	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	I	なし	(別添1ー3)給付2(標準化後)を追加	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	I	なし	(別添1ー4)給付3(標準化後)を追加	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	I	なし	(別添1ー5)給付4(標準化後)を追加	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	I	なし	(別添1ー6)給付5(標準化後)を追加	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	II 4 委託事項1	システムの運用保守業務	システムの運用保守業務及び標準準拠システムへの移行に伴うデータ抽出業務並びに標準準拠システム構築業務	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	II 4 委託事項1 ①委託の内容	システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	システムの運用保守業務及び標準準拠システムへの移行に伴うデータ抽出業務並びに標準準拠システムを構築する業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	II 4 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(堺市役所庁舎設置のサーバー内又は端末機内での提供)	その他(堺市役所庁舎設置のサーバー内又は端末機内及びガバメントクラウド内での提供)	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	II 6 ①保管場所	略	略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	II 6 ③消去方法	略	略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は本市からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセス制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27002等にしたがって確実にデータ消去する。 ③既存システムについては、本市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	III 3 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	情報化推進課	ICTイノベーション推進室	事後	組織変更に伴う課名変更
	III 5 リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	情報化推進課	ICTイノベーション推進室	事後	組織変更に伴う課名変更
	III 7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	略	略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更

	Ⅲ 7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	略	略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2. 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第10版)」(令和4年10月、デジタル庁、以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	同上(上の続き)	同上(上の続き)	(上の続き) 4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 5. 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6. ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 7. 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8. 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	Ⅲ 7 リスク3 消去手順 手順の内容	略	略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	Ⅳ 1 ②監査 具体的な内容	略	略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
	Ⅳ 3.その他のリスク対策	略	略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更